

令和5年度調布市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書
(令和4年度振返り)

令和5年8月

調布市教育委員会

目 次

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって	
(1) 経緯	2
(2) 点検・評価の対象事業及び構成	3
(3) 学識経験者の知見の活用	3
2 点検・評価の実施方針	
(1) 実施方針	6
(2) 点検・評価シートの見直し	6
(3) 実施方法と実施時期	7
(4) 点検・評価の評価基準について	8
3 教育委員会の状況	
(1) 教育委員会委員の構成	10
(2) 教育委員会会議の状況	10
(3) その他の活動状況	11
(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針	13
4 施策の点検・評価の結果	
(1) 施策の点検・評価結果一覧	20
(2) 施策1 豊かな心の育成	22
(3) 施策2 確かな学力の育成	26
(4) 施策3 健やかな体の育成	30
(5) 施策4 個に応じたきめ細かな支援	32
(6) 施策5 魅力ある学校づくりの推進	36
(7) 施策6 安全・安心な学校づくりの推進	40
(8) 施策7 学校施設整備の推進	44
(9) 施策8 青少年の育成	46
(10) 施策9 生涯学習社会への対応	48
(11) 施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承	52
5 点検・評価についての有識者からの意見	
(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保	56
(2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎	59
(3) 帝京大学教育学部初等教育学科教授 赤堀 博行	64
6 資料編	
(1) 教育プラン（令和5年度～令和8年度）施策体系	70
(2) 教育委員会会議開催状況（令和4年度）	72

(3) 教育委員会事務局の概要（令和4年度）	78
(4) 令和4年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況	79
(5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱	80

1 調布市教育委員会の権限に属する事務
の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施に当たって

1 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

(1) 経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

さらに、中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」が平成19年3月に取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

〈点検・評価の実施状況〉

対象年度	点検・評価の対象となる計画	施策・主要事業
平20	調布市基本計画に基づく施策・基本事業、基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）	7施策・16基本事業・41主要事業
平21		7施策・16基本事業・42主要事業
平22～平24	調布市教育プラン	24施策・134主要事業
平25	調布市教育プラン（時点修正版）	24施策・138主要事業
平26～平29	調布市教育プラン（改定版）	12施策・44主要事業・7つの重点プロジェクト
平30～令3	調布市教育プラン（2019年度～2022年度）	10施策・34事業
令4～	調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）	10施策・34事業

(2) 点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第3において、「教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては、国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画と整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ、令和5年2月に「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」を策定した。

そこで、点検・評価については、評価結果を、「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」の着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため、新たな教育プランの施策・事業体系に基づき、振返りを行うこととし、令和5年度からの点検・評価における対象事業は「調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）」に掲げる10施策・34事業としている。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の3人の方に依頼した。（敬称略）

吉澤 良保（東京純心大学 名誉教授）

神永 典郎（白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授）

赤堀 博行（帝京大学 教育学部初等教育学科 教授）

2 点検・評価の実施方針

2 点検・評価の実施方針

(1) 実施方針

令和4年度は、調布市教育プラン（2019年度～2022年度）における最終年次の取組を調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）に掲げる施策体系に基づいて振返りを行う。

また、今年度（令和5年度）は、令和5年3月に策定された「調布市教育大綱（第3期）」に掲げる基本方針と、5つの連携テーマを踏まえ、具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり実施方針を定める。

ア 調布市教育委員会は、毎年、主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い、課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）における10施策・34事業の進行管理を行うことにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

但し、成果指標については、計画年度における数値の推移を評価するため、調布市教育プラン（2019年度～2022年度）において設定した指標に基づいて振返りを行う。

イ 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置き、意見を聴取する機会を設ける。

(2) 点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は、「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため、PDCAサイクルを意識して、この1年間、「何ができて、何ができなかったのか」、「成果は上がっているのか」、「次への課題・目標は明確化されているか」など、着実な進行管理のもと、調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）の実効性を高めていくことを目指している。

また、調布市教育プランで定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため、令和5年度（令和4年度振返り）の報告書では、次のとおり点検・評価を行うシートを変更している。

ア 施策のねらい(PPLAN)

- ・はじめに「施策のねらい(PPLAN)」、「背景(PPLAN)、主要事業(PPLAN)」欄を設け、事業の目的や狙いは何か、その理由はどんなものか、具体的に何を設定するかを記載した。

※本欄は、調布市教育プラン(令和5年度～令和8年度)から転記している。

イ 取組実績, 取組成果(DO)

- ・事業の目的や目標に則し、主要事業や主な取組について、具体的にどのように取り組み、どのような成果や効果があったのか明確に記載した。
- ・「O」には、教育プランに記載されている各施策の「(5) 主な取組」などが記載され、「・」には、その成果等を記載した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は「◆」として記載した。

ウ 点検・評価(CHECK)

- ・調布市教育プラン(2019年度～2022年度)においては、上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し、施策ごとに、施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し、実績を記載した。
- ・評価結果は、調布市教育プラン(2019年度～2022年度)における最終年度の振り返りとなることから、令和4年度の評価とともに、計画期間を通じた総合評価を、成果指標のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に判断し、評価理由とともに記載した。
- ・評価段階は、評価をより分かりやすくし、調布市行政評価と整合を図り、「S～D」の5段階評価とした。

エ 今後の方向性(ACTION)

- ・課題を踏まえ、どのような取組を計画し、取り組んでいるのか、実施結果の自己評価とあわせて、より具体的に記述した。

(3) 実施方法と実施時期

実施に当たっては、関係法令に基づくとともに、詳細は、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

ア 令和5年5月～6月

教育委員会事務局において、主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振り返りと課題の抽出を行い、課題を踏まえた現年度の取組状況、さらに次年度の方向性を取りまとめ、報告書案を作成する。

イ 令和5年6月～8月

自己評価に留まらず、有識者として学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会で

最終的に協議し、報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は市ホームページで公開するとともに、教育会館、公文書資料室、図書館、各社会教育施設に配架し、閲覧できるようにする。

(4) 点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて、事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの5段階で評価した。

■令和5年度の評価(令和4年度振返り)

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。		

※上記2項目(新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果, 成果指標の結果)により判断

■計画期間を通じた総合評価(令和元～4年度)

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	目標値を達成 又は基準値を上回った(横ばいも含む。)
A	計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。		
B	計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は基準値より低下
C	計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	基準値より低下
D	計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。		

※上記2項目(新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果, 成果指標の結果)により判断

3 教育委員会の状況

3 教育委員会の状況

(1) 教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は、平成27年10月1日に、新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成27年10月1日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の定数は5人であり、5人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針、教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

[教育委員会名簿]

（令和5年3月31日現在）

備考	氏名	任期
教育長	大和田正治	令和3年10月1日から令和6年9月30日まで
教育長職務代理者	奈尾 力	令和3年12月18日から令和7年12月17日まで
委員	細川 真彦	令和2年7月1日から令和6年6月30日まで
委員	福谷 文夫	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	榎本 竹伸	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	千田 文子	令和2年12月22日から令和6年12月21日まで

(2) 教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は、地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき、毎月1回定例会を、また必要に応じて臨時会を開催している。

令和4年4月から令和5年3月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア 教育委員会開催回数 15回（定例会12回，臨時会3回）

イ 審議事項

(ア) 議決事項（議案） 49件

(イ) 協議事項（協議題） 9件

(ウ) 報告事項 78件

(エ) 諸報告 26件

※ 「諸報告」は、審議会や施設使用に係る報告など、説明を省略した案件

※ 会議の付議案件と結果は、72ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも、月1回以上、定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し、教育委員会事務局との情報共有を行っている。

(3) その他の活動状況

教育委員は、学校の状況を把握し、教職員と情報共有するために、学校訪問や学校行事への出席のほか、校長会との意見交換会を開催している。また、東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し、東京都教育委員会や近隣市との情報交換、情報共有を行うほか、研修会へ参加し、識見を高め、教育施策の決定等への反映に努めている。

ア 教育委員の学校訪問

令和4年 5月17日 飛田給小学校, 深大寺小学校

令和4年 6月28日 調和小学校, 緑ヶ丘小学校

※ 令和4年 7月 6日 第四中学校, 富士見台小学校

令和4年 9月28日 石原小学校, 北ノ台小学校

令和4年10月12日 第三中学校, 国領小学校

令和5年 1月13日 神代中学校, 染地小学校

令和5年 2月 2日 八雲台小学校, 第七中学校,

不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」

※ 台風接近の影響に伴い中止

イ 東京都市町村教育委員会連合会

※ 令和4年 5月10日 第66回定期総会

※ 令和4年 6月 1日 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会

※ 令和4年 8月18日 第2回理事会

令和4年10月 7日 第1回研修会（オンライン）

令和4年12月15日 第4ブロック研修会（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）

令和5年 1月12日 第3回理事会・第2回理事研修会（東京自治会館）

令和5年 2月28日 第2回研修会（東京自治会館）

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い中止、書面開催（資料配布含む）、書面決議

ウ 東京都市教育長会

令和4年4月13日 幹事会・定例会・総会（東京自治会館）

令和4年4月14日 予算特別委員会（多摩市役所）

ほか定例会（令和4年5月, 7月, 8月, 10月, 11月, 令和5年1月）

エ その他

令和4年4月22日～5月31日 教育施策連絡協議会（オンデマンド配信）

令和5年2月10日 市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会
(オンライン)

(4) 調布市教育委員会教育目標と基本方針

令和4年12月23日
調布市教育委員会決定

◎調布市教育委員会教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
 - 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
 - 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども
- の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
 - 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
 - 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する
- などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

◎調布市教育委員会基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン(令和5～8年度(令和5年2月策定予定))に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び調布市総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切に作る心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として育成することが求められている。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にするとともに、互いのよさや違いを認めあう人権教育や心の教育、そして障害、国籍、性別等の多様性を認め合う共生社会の実現につながる教育などを推進する。
- 知識を得て理解するに留まらず、多様な人々との協働的な学びなどを通じて、様々な社会問題を地域社会や自分事として捉え、実生活や社会の変容につなげる力を育成するとともに、持続可能な社会の創り手としての意識の醸成を図る。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び各学校が定める「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進することが求められている。
- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 指導の個別化等による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を充実させるとともに、これらの実現に向け、ICT環境の整備・活用と情報教育を推進することが求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、それぞれの家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっている。
- オリンピック・パラリンピック教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を、「学校2020レガシー」として継承していくことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。
- 令和4年6月に「こども基本法」が公布され、令和5年4月から施行されます。本法律は、こども家庭庁の設置と相まって、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくための包括的な基本法として、こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を定めている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。

- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、更なるICT機器の整備・利活用を推進するとともに、教員の指導力向上、授業改善を通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」、分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の適切な運営や、訪問型支援事業の実施、中学生を対象とした適応指導教室の環境整備の検討等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の拡充を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- 「学校2020レガシー」の取組等を通じて、体を動かすことの楽しさの実感や運動習慣の定着化を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識、共生社会の実現に向けた意識等の醸成を図る。
- どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する。
- 「こども基本法」の施行を踏まえ、こども施策の策定等に当たっては、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるなど、本法律の趣旨に基づく取組を推進する。

基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 学校や地域を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、学校・家庭・地域の連携・協働と役割分担により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える持続可能な仕組みを構築することが求められている。
- 学校教育の更なる充実に向けて、教員業務の見直しや教員の意識改革、人員体制の確保、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に専念できる環境整備等、学校の働き方改革に取り組む必要がある。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、

学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。

- 近年、子どもたちを取り巻くインターネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域が学校教育を取り巻く現状と課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組めるよう、コミュニティスクールの計画的な導入と地域学校協働本部との一体的な取組を推進する。
- 「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組を推進し、学校教育の質の維持向上や魅力ある学校づくりの実現に繋げる。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や、実践的な防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 教育人口の増減や学級編制標準の引き下げなど、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育の充実など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化への対応については、安全・安心の観点に加え、環境に配慮した計画的な施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。
- 学校における感染症対策を通じて、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育が受けられるよう、必要な支援が求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。

- 「調布市学校施設整備方針」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。また、施設の建て替えなどに当たっては、ユニバーサルデザインの観点に加え、省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設整備を検討する。
- 感染状況に応じた対策を講じるとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備する。

基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

4 施策の点検・評価の結果

施策の点検・評価結果一覧

点検・評価の評価基準について

各施策の評価については主管課による自己評価とした。評価に当たっては下記の評価基準に基づいてS～Dの5段階で評価した。
※2項目（新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組成果、成果指標の結果）により判断。

令和5年度の評価(令和4年度振返り)

評価結果	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S 実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った(横ばいも含む。)
A 実施した取組において予定した成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は前年度より低下
B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	前年度より低下
C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。		
D 実施した取組において成果が得られなかった。		

計画期間を通じた総合評価(令和元～4年度)

評価結果	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S 計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、代替事業の実施等により、一定程度の成果が得られた。	目標値を達成 又は基準値を上回った(横ばいも含む。)
A 計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが、それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	横ばい又は基準値より低下
B 計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。	新型コロナウイルスの影響に関わらず、取組において成果が得られなかった。	基準値より低下
C 計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。		
D 計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。		

施策 1 豊かな心の育成

主要事業	事業主管課	評価結果				
		令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
1 命を大切にす教育の推進	指導室	B	B	B	A	B
2 人権教育の推進	指導室					
3 いじめの防止と対応	指導室					
4 道徳教育の推進	指導室					
5 体験活動の推進	指導室					

施策 2 確かな学力の育成

主要事業	事業主管課	評価結果				
		令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進	指導室	A	A	A	B	A
7 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進	指導室					
8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組	指導室					
9 学校図書館の活用推進	指導室					

施策 3 健やかな体の育成

主要事業	事業主管課	評価結果				
		令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
10 体力向上への支援	指導室	B	B	B	B	B
11 食育の推進	学務課 指導室					

施策 4 個に応じたきめ細かな支援

主要事業	事業主管課	評価結果				
		令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
12 特別支援教育の推進	指導室	A	A	B	A	A
13 不登校児童・生徒への支援	指導室					
14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実	指導室					
15 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援	指導室 学務課					

施策 5 魅力ある学校づくりの推進		評価結果				
主要事業	事業主管課	令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
		16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	A	A	A
17	特色ある教育活動の推進					
18	教職員の指導力・人権意識の向上					
19	学校における働き方改革の推進					

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進		評価結果				
主要事業	事業主管課	令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
		20	食物アレルギー対策の推進	A	B	B
21	安全教育の推進					
22	児童・生徒の安全確保の推進					

施策 7 学校施設整備の推進		評価結果				
主要事業	事業主管課	令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
		23	学校施設の更新	A	A	A
24	不足教室への対応					
25	安全・安心で快適な教育環境の整備					

施策 8 青少年の育成		評価結果				
主要事業	事業主管課	令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
		26	家庭教育への支援	B	B	B
27	地域で活躍できる人材の養成					
28	青少年交流・体験事業の推進					

施策 9 生涯学習社会への対応		評価結果				
主要事業	事業主管課	令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
		29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援	A	B	A
30	障害のある方の社会体験活動への支援					
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進					
32	市民の読書・調査活動への支援					

施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承		評価結果				
主要事業	事業主管課	令和元	令和2	令和3	令和4	計画期間
		33	文化財の保存及び活用	A	A	A
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開					

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	1	豊かな心の育成	施策主管 課長	指導室長 所 水奈
-----------	----------	----------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

一人一人の個性を大切にすることを進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

2 背景(PLAN)

- これからの学校には、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。
- 令和元年度には全国のいじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても同様の結果となりました。令和2年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進化により、インターネットやテレビを介して感覚的に学ぶ「間接体験」やシミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「疑似体験」の機会が急増しました。一方で、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成には、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」の機会の確保が重要とされています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
1	命を大切にすることを推進 (指導室)	自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 (指導室)	人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進します。
3	いじめの防止と対応 (指導室)	いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。
4	道徳教育の推進 (指導室)	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。
5	体験活動の推進 (指導室)	宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 上段：小学生、下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	100%	95.2%	96.9%	96.2%	調査未実施	96.2%	95.6%
	100%	92.8%	94.5%	92.9%	調査未実施	94.7%	95.6%

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果		評価理由
A (B)	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)	○令和4年度については、4年ぶりに、移動教室等の体験活動を概ね通常通り開催することができたほか、児童・生徒の普通救命講習や教員の上級救命講習など、そのほかの教育活動についても予定通り実施し、豊かな心の育成を推進することができたため。また、成果指標については、令和3年度から、小学生は微減となった一方で、中学生は微増となったため。 ○計画期間においては、新型コロナウイルスの影響により、職場体験、移動教室、修学旅行をはじめとした体験活動など、多くの事業を制限・中止したが、様々な工夫をする中で、教育的意義や価値を実感できるような代替事業を実施することができた。そのほか、命を大切にすることを、人権教育、いじめの防止と対応、道徳教育について、着実に取組を実施し、豊かな心の育成を推進することができたため。また、成果指標については、目標達成には至らなかったが、直近の数値である令和3年度との比較では、中学校においては上昇し、小・中学校ともに95%を超え、基準値を上回ることができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命を大切に する教育の 推進 (指導室)	<p>○自助・共助・公助の意識を醸成する「命」の授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において実施する「命」の授業を実施するに当たり、国や東京都教育委員会の指導資料を周知し、市立学校全児童・生徒の自助・共助・公助に関する意識の醸成に努めた。 <p>○「調布市防災教育の日（令和4年4月23日）」や「いのちと心の教育」月間（12月）において、「命」の授業を実施することで、自他の生命を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進した。</p> <p>○SOSの出し方教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休み前及び休み明けに、児童・生徒が相談できる環境を整備するとともに、自殺予防に関する知識を身に付けるため、SOSの出し方に関する指導を行った。 <p>○児童・生徒に対する救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第6学年（1,830人）、中学校第3学年（1,483人）が、心肺蘇生やAED、異物除去、止血法などを身に付けることができた。 <p>◆新型コロナウイルス感染症の影響による救命講習の人数制限などから、一部の学校は普通救命講習ではなく、代替として、胸骨圧迫やAEDを中心に普通救命講習よりも短時間で学べる救命入門コースを受講した。</p> <p>○教員に対する上級救命講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規172人、更新18人の教員が受講した。 ・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制を構築した。 <p>○応急手当普及員講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規19人、更新16人の教員が受講した。 ・小学校20校・中学校8校について2人の教員が資格を所持し、救命救急に関する知識を児童・生徒及び教員に還元する体制を維持した。
2	人権教育の 推進 (指導室)	<p>○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する人権課題に重点を置き、いじめに関する授業を年間3回実施し、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを理解させ、よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図った。 ・「人権教育プログラム（令和3年3月東京都教育委員会）」及び「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】（令和3年2月東京都教育委員会）」を活用した校内研修を各校において実施した。 <p>○人権に配慮した指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導室訪問や指導主事の小・中学校訪問の際に、人権に配慮した指導に係る助言を行った。令和4年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見防止の観点における指導を重点的に実施した。その際に東京都教育委員会作成の「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」や東京都教職員研修センター作成の「止めよう差別の感染 広げよう感謝の心」を活用した指導を行った。 <p>◆人権教育推進委員会を年間で3回を実施した。第1回では、人権教育の考え方や「人権教育プログラム（令和4年3月東京都教育委員会）」の変更点を中心に説明を行い、自校の人権教育の課題や今年度の取組について考える機会とした。第2回では、講師を招聘し、持続可能な社会ESD、SDGsについての視点から、人権教育課題解決に向けた、学校教育における取組について研修を実施した。第3回では、人権尊重教育推進校の成果を共有した。</p>
3	いじめの防 止と対応 (指導室)	<p>○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識を有する者、法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を開催し、いじめの早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに、協議内容を校長会で共有した（年1回）。 <p>○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知の考え方、関係機関との連携等について、生活指導主任会で共有した（年3回）。 ・年3回の「ふれあい月間（東京都6・11月、調布市2月）」に取り組むとともに、いじめに関する研修を年2回実施したことで、いじめの現状や解消に向けた取組について、小・中学校全校で共有した。 ・関係機関（東京西法務少年支援センター）が実施する、いじめ等の影響や児童・生徒を取り巻く環境に関する研修を、小・中学校全校の生活指導主任とスクールカウンセラーが受講した。 ・スクールカウンセラー連絡会において、小学校から中学校への引継ぎを実施することで、進学先での円滑な支援につなげた。 ・東京都が示す、いじめに関する相談先の一覧表を新規で作成し、保護者や児童・生徒へ広く周知することで、いじめ・児童虐待の未然防止に努めた。 <p>○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り、要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。
4	道徳教育の 推進 (指導室)	<p>○小・中学校全校における道徳授業地区公開講座（東京都教育委員会事業）の実施</p> <p>◆授業公開や意見交換会については、通常通り実施できた学校があったほか、感染状況により通常の実施が難しい場合であっても、学校への参集型とオンライン型の併用による実施を試行するなど、各校工夫を凝らした取組を実施した。</p> <p>○「特別の教科 道徳」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が道徳的問題について、自己の考えをもち、それらを交流することで、考えを広げたり、深めたりできるよう、授業改善への指導・助言を行った。 ・児童・生徒用端末を活用し、全員の考えをモニターに映すなどして、考えの共有や自己の考えの再構築など、自分事として考える機会の充実を図った。 ・指導室訪問や校内研修等において、適正道徳科の評価について指導・助言を行った。 ・「ふれあい月間（6月・11月・2月）」において、小・中学校全校でいじめに関する指導を実施した。
5	体験活動の 推進 (指導室)	<p>○様々な体験活動を通じた児童・生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会の創出</p> <p>◆中学校第1学年を対象とした木島平移動教室は、令和3年度に中止とした、現在の第2学年も対象としたうえで実施した。小学校第5学年を対象としたハケ岳移動教室、小学校第6学年を対象とした日光移動教室及び中学校第3学年を対象とした修学旅行は予定通り実施した。</p> <p>◆中学校第2学年を対象とした職場体験は中止としたが、オンラインや電話等を活用し、働くことについてのインタビューを行った。各校の取組を職場体験実行委員会において、全校で共有し、次年度以降の取組に生かせるようにした。また、キャリア教育のより一層の充実に向けて、年間指導計画の改善について、指導を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進（多摩川を利用した自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学）

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命を大切に する教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○命の教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「命」の授業や「いのちと心の教育」月間に計画的に取り組みとともに、取組の質の向上に向けて校長会、副校長連絡会等を通じて指導を行っていく。 ○児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の充実を図る。 ○児童・生徒のいじめへの正しい理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標である「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童・生徒については、個々の状況を把握したうえで、個別指導を促す。 ・引き続き、法の定義に基づいたいじめの認知が行えるよう、指導を行う。 ○教職員を対象としたいじめに係る研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係る内容の校内研修を確実に実施し、教職員のいじめに対する正しい理解、校内体制の構築、組織的な対応の強化を行う。 ○児童・生徒のいじめ、不登校等の課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒理解を軸とした指導の徹底を行う。 ・学校の対応力強化が図られるよう、校長会等を通じて指導・助言を行う。 ○SOSの出し方教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安などを相談できる体制を充実させるとともに、SOSの出し方教育を特別活動(学級活動)の生活づくりや健康保全、体育・保健体育の不安やストレス等への対応といった各校の教育課程に確実に位置付けるよう促し、学校が意図的・計画的に実施できるようにする。 ○性犯罪・性暴力から身を守る教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省から出されている「生命の安全教育」の教材を活用した授業について、教育課程に位置付けさせ、学校が計画的に実施できるようにする。 ○普通救命講習の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒への普通救命講習の受講を引き続き推進する。 ○上級救命講習・応急手当普及員の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の応急手当普及員を各学校最低1人以上配置できるよう講習会の調整を行うほか、応急手当普及員集合研修を実施し、普及員が教職員向けの校内研修を効果的に進められるようにする。また、新規及び更新対象の全ての教員に対して、上級救命講習を実施する。
2	人権教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネットによる人権侵害」や「性同一性障害などの性に関する教育」などの多様な人権課題について指導の充実を図り、人権意識の向上を図る。 ・中堅教員資質向上研修などの研修を通して、人権教育の普及・啓発ができる人材育成を行う。 ・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修、体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒理解に即した指導の徹底を図る。 ・指導室や指導主事の学校訪問における人権に配慮した視点の指導・助言の実施 ◆偏見、差別、いじめが起こらないよう、様々な教育活動において、引き続き人権教育を推進していく。
3	いじめの防 止と対応 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策協議会を開催し、いじめの早期発見・早期解決に向けた協議を継続的に行う。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応における校内推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・学校がいじめに係る事案を迅速に把握し、対応できるよう、生活指導主任会において研修を実施する。 ・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。 ・人権週間及びふれあい月間等を活用した、いじめの未然防止の取組強化を図る。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に関する対応については、引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り、現認の有無の確認を必ず行うとともに、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。
4	道徳教育の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳科における指導と評価の一体化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、2・3年次研修等の若手教員育成研修の機会を通じて、道徳科の指導と評価の一体化が図られるよう、指導を行う。 ・指導室訪問を通じた指導・助言の充実を図る。 ○一人一台端末を活用した授業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一台端末を活用した道徳科の授業の充実について、調小研や調中研と連携し、研究の推進を図る。 ○学校教育全体で育む豊かな心 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳科の授業と教科等の指導や生活指導を往還させながら、学校教育全体で、豊かな心の育成の充実を図る。 ○東京都教育委員会作成の指導資料を活用した道徳授業地区公開講座の全校実施 <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の形式の工夫(リモート・動画視聴・アンケート形式等) ・DVD「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」、教員用リーフレット「学校・家庭・地域が一体となって子供たちの心を育むために」等を活用する。 ・東京都教職員研修センター発行の「道徳校内研修ノート」の周知を図り、校内研修において活用できるよう指導・助言を行う。 ・自尊感情測定尺度(東京都版)の評価シートを活用した教育活動の充実を図る。
5	体験活動の 推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校第5学年を対象とする八ヶ岳移動教室(2泊3日) ○小学校第6学年を対象とする日光移動教室(2泊3日) ○中学校第1学年を対象とする木島平移動教室(2泊3日) ○中学校第3学年を対象とする修学旅行の実施(2泊3日) ○特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施(1泊2日) ○連合音楽会(小学校第5学年:11月30日~12月1日) ○小学校第6学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第1学年若しくは第2学年を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第2学年を対象とする職場体験(3日間) ○環境教育の推進(野川クリーン作戦、多摩川を利用した自然体験学習、クリーンプラザふじみへの社会科見学) ○スポーツ振興課、調布市体育協会と連携した小・中学生ジュニア陸上体験教室の実施(各1回) ○一流アスリートが所属する地域の陸上クラブによる陸上出前授業(市内小・中学校)

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	2	確かな学力の育成	施策主管 課長	指導室長 所 水奈
-----------	----------	-----------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

2 背景(PLAN)

- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされ、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 令和3年1月に中央教育審議会における答申において、Society 5.0時代、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現し、調布市においても、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学び意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	学習の基盤となる資質・能力の確かな育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。 また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	ICT環境の整備・充実によりICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることと、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。 また、外国語指導助手(ALT)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	各学校に配置している学校司書による図書購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段：小学生、下段：中学生	3.0pt	2.4pt	1.1pt	9.6pt	調査未実施	調査内容変更のため計測不可	調査内容変更のため計測不可
	3.0pt	0.1pt	0.2pt	5.8pt	調査未実施	調査内容変更のため計測不可	調査内容変更のため計測不可
「自分たちで課題を立て、話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査 上段：小学生、下段：中学生	80.0%	78.6%	70.8%	71.1% *	調査未実施	83.5% *	77.1% *
	80.0%	74.6%	65.5%	65.8% *	調査未実施	78.6% *	77.0% *

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果

評価結果	評価理由
B	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)
(A)	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)
	D 実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)

○令和4年度については、これまでのオリンピック・パラリンピック教育として培った取組をレガシーとして継続実施するとともに、科学センター、日本語指導教室、学校図書館等について、感染症対策を講じながら事業を進めたほか、ICT関連では、プロジェクトの追加整備や学校内のインターネットを光回線化するなど、確かな学力の向上に資する取組を推進することができた。また、成果指標については、全国学力・学習調査の項目について、小・中学生ともに数値が減少したため。
○計画期間においては、ICT環境の整備、小中連携の取組強化、外国語指導助手(ALT)、日本語指導、学校図書館の活用等、様々な取組により、基礎的知識・技能の習得、学習満足度の向上等を図ることで、確かな学力を育成することでできたため。また、成果指標については、東京都の調査項目は、令和3年度から数値を把握することができなくなったが、全国学力・学習状況調査の項目については、小・中ともに目標値を達成するには至らなかったが、中学生は基準値の数値を上回ることができたため。

*当該成果指標については令和元年度から削除されたため、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値とする。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上, 学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施 ・各習熟度別学級における指導方法や教材に関する工夫について, 指導室職員が訪問する等の対応により指導した。 ・算数少人数指導講師を市立小学校20校に継続配置した。 ○学習評価の充実 ・3観点となった学習評価について校内研修等による指導を実施した。「主体的に学習に取り組む態度」の観点については, 更なる充実に向けた検討を進めた。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・小中連携については, 学習面だけではなく, 不登校の未然防止に向けた取組について, 中学校区単位で情報交換を行った。 ・小中連携教育在り方検討委員会を設置し, これからの小中連携の在り方や調布市小中連携教育の日の設定について検討した。話し合った内容を通信としてまとめ, 全教職員に配布し, 小中連携の必要性の理解促進を図った。 ◆幼保小連携推進協議会については, 今後の在り方を協議するとともに, 推進協議会の部会である「分科会」が主催する懇談会等を通じて, 関係幼稚園・保育園と小学校が就学する園児の情報を共有するなど, 就学後の指導等につなげた。 ○地域学校協働本部における学習活動支援の取組 ・放課後学習教室, 授業補助等により, 学習課題の改善に取り組んだ。 ○科学センターの運営等による理数教育の充実 ◆科学センターの事業については, 人数制限を緩和し, 全10回(延べ333人)実施した。 ○日本語指導の充実 ・海外から帰国した児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち, 日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週2回程度(全76回)実施し, 延べ1,348人の児童・生徒が参加した。 ・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常生活語等, 基本的な日本語を指導する日本語指導臨時講師を学校に派遣し, 24人の児童・生徒に対する指導を実施した。 ◆感染防止対策を講じた授業改善 ・感染不安や濃厚接触等の理由により登校できない児童・生徒への対応として, 通常の対面授業を行いながら, 登校していない児童・生徒に対しては, 教室と自宅をオンラインでつなぐハイブリッド授業を実施することにより学習機会の確保を図った。 ・指導室訪問等の機会において, 一人一台端末を活用した感染防止対策を講じた授業の工夫について, 市内学校の事例を共有した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からガイドラインを改訂した。対話的な活動など他者との関わりがある活動には制限があったが, 自己の考えを書く活動の充実を図るなど, 思考力, 表現力の育成に努めた。
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○中・長期視点に立った計画策定 ・高度情報化による社会的変化が激しい現代において, 児童・生徒が情報や情報技術を主体的に選択し活用する能力の育成のほか, 教員のICT活用能力の向上, 働き方改革, ICT環境整備を推進することで, 調布市の教育の質の向上に取り組むための計画として, 令和5年2月に「調布市立学校における教育の情報化推進計画」を策定し, 令和5年度から取組を推進することとした。 ・現行のネットワーク機器が更新時期を迎えることから, 必要な端末及びネットワーク構成, 通信環境について整備方針の検討を進めた。 ○ICT機器の整備及び活用促進 ・普通教室の増加に伴い, 固定式プロジェクタセット(固定式プロジェクタ, 無線AP, マグネットスクリーン)を追加整備するとともに, 全ての特別支援学級教室にも同セットを設置した。また, 特別教室等で使用するためのモバイルプロジェクタを追加整備し, ICT環境の充実を図った。 ・タブレット端末を活用したICT教育をより一層推進するため, インターネット回線を更新し, 学校における通信環境を改善した。 ・教員用端末, 教室のICT機器及び児童・生徒一人一台端末のさらなる利活用促進に向け, ICT支援員による学校訪問型の研修を実施した。また, 各種使用マニュアルの整備等, 学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施した。 ・中学校で使用するChromebook端末について, 教員による活用や故障台数の増加等を考慮し, Wi-Fiモデル端末を追加整備した。 ○校務支援システムの運用 ・令和2年度から稼働を開始した校務支援システムについて, さらなる利用の定着及び活用支援として, システム研修である「新任・転任者研修会」, 「年次更新研修」を実施した。 ○各小・中学校におけるタブレット端末の活用率実態調査 ・教員の授業時におけるタブレット端末活用状況調査を毎月1回実施し, 活用率の向上に向けた検討を進めた。 ・児童・生徒一人一台端末について, データ通信量や学習支援ソフトのログイン回数に基づいた活用状況調査を毎月1回実施し, 活用率の向上に向けた検討を進めた。 ○ICT教育推進委員会における情報共有 ・各学校における効果的なICT機器の活用方法等について教員の理解を深め, ICT機器を活用した授業力を高めることを目的に, 全7回開催した。全7回の開催のうち3回は, 「調布市立学校における教育の情報化推進計画」の策定にあたっての意見聴取及び検討を行った。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成 ○英語教育推進委員会における研究等の推進 ・Zoomを活用し, 各小・中学校の代表教員が小学校英語専科教員の授業を参観する研修を通じ, 指導方法の共有や指導力の改善, 研鑽に努めた。 ○グローバルな人材の育成 ・外国語指導助手(ALT)を活用した授業を小・中学校全校で実施し, 国際感覚や豊かなコミュニケーション能力の育成を図った。 ○オリンピック・パラリンピック教育の充実 ・オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を中心に合計5つの資質を, 学校2020レガシーとして, 各校の特色ある教育活動を通じて継承する取組を引き続き実施した。 ・オリンピック等を招聘し, 走り方の基礎・基本及びトレーニング方法等, 脚力の向上を目指したジュニア陸上体験教室を実施した。 ・日本財団バラスポーツサポートセンターによる「あすチャレ!スクール」を市内5校の小・中学校で実施した。車いすバスケットボールをテーマに講師による体験プログラムや講演を通して, 障害への理解を深め, 夢や希望をもつことの大切さを学んだ。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ◆コロナ禍における学校図書館の活用 ・感染症対策を講じながら学校図書館を運営し, 児童・生徒が図書に触れる機会を確保した。 ・各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき, 学校司書と司書教諭(図書主任)が連携を図りながら, 学校図書館活用に向けた取組を推進した。 ◆学校図書館運営連絡協議会を2回開催(うち1回は書面開催)し, 学校図書館の運営状況・活動計画の確認や著作権に関する講演会を行うなかで, 学校図書館の円滑な運営を支援したほか, 学校司書や司書教諭等の専門性向上を図った。 ・学校司書連絡会を2回開催し, 必要な情報の共有や協議を行った。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い, 日ごろから団体貸出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど, 市立図書館と連携した読書活動を推進した。 ○読書活動の推進 ・小・中学校全校の学校司書が連携し, ブックリスト「本のたからばこ」(小学校), 「ほんとのであい」(中学校)を作成するなど読書活動を推進した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
6	基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 (指導室)	<p>○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して、校長が講義・演習を実施する。 ○長期欠席等の児童・生徒に対する学習保障 ・一人一台端末を活用した対面とオンラインによるハイブリット授業について、指導方法及び端末等環境の両面から最適な方法の確立を目指し、引き続き各小・中学校と連携して取り組む。 ・一人一台端末の活用をさらに促進できるよう各学校に指導・助言する。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・小学校入学後において、教員が児童の実態に応じた指導ができるよう、幼稚園・保育園の訪問を行い、状況把握に努める。 ・5月1日を調布市小中連携教育の日と位置付け、中学校区の学校が一堂に会して、児童・生徒の実態に関する情報交換を行った。今後も、年間2回以上の取組日を設定して実施する。 ○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組 ・地域人材等を活用した放課後学習教室や授業補助を行うことで、児童・生徒の学習支援の充実を図る。 ○少人数指導講師の配置、科学センターの運営等による理数教育の充実 ・児童・生徒個々の学習課題に対応できるよう全学年において少人数学習を推進する。 ・科学センター事業は、市内の私立高等学校や企業から講師を招聘し、実験を中心とした講座を10回開設する。 ○日本語指導の充実 ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて、個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。 ◆感染症対策を講じた授業改善 ・引き続き、家庭学習と授業との関連をもたせた学習の推進を図り、学習の定着を促す。また、一人一台端末を活用した対話的な学習や協働的な学びが行えるよう、事例の収集を行い、学校へ周知していく。 <p>※令和の日本型学校教育とは、学校教育が直面している課題を解決するため、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、さらに発展させ、新しい時代の学校教育の実現を目指していくこと（文部科学省資料要約）。</p>
7	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進 (指導室)	<p>○中・長期視点に立った計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数等の観点から、早急に更新が必要な機材・設備や、今後リース期間が満了となる機材・設備や通信環境の整備等については、日々発達する情報通信技術の動向を踏まえ、一体的・計画的な更新計画を策定する。 ○環境整備 ・増加する教室へ固定式プロジェクタセット（固定式プロジェクタ、無線LANアクセスポイント、マグネットスクリーン）の追加整備を行い、ICT環境の充実を図る。 ・小学校で使用するiPad端末について、教員による活用や故障台数の増加等を考慮し、Wi-Fiモデル端末を追加整備する。 ○利活用促進 ・児童・生徒一人一台端末の実践事例について、市内の小・中学校で事例を共有できる仕組みを構築する。 ・ICT支援員の配置を継続し、各学校のニーズに合わせた授業支援及び校内研修により、教員のICTを活用した指導力の向上に資する取組を推進する。 ○小・中学校におけるタブレット端末活用率の実態調査 ・教員、児童・生徒の活用状況を把握し、その結果を校長会等で共有することにより、活用率の向上を図る。 ○情報モラル教育の推進 ・クラウドサービスを活用するに当たり、ルールやマナーなど、情報モラル教育の充実を図る。 ・一人一台端末の課題のある活用方法について把握するとともに、適時、各学校と共有し、児童・生徒が課題について考える機会の充実を図る。
8	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 (指導室)	<p>○外国語指導助手（ALT）を活用した授業実践の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において、教員が作成した指導計画を基に、ALTの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導の充実を図る。 ○中学校第2学年が体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）を活用し、英語を使用する楽しさや必要性を体感することで、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や力を養う。 ○小学校英語教育推進委員会の再編 ・小学校から中学校への円滑な接続を目的に、小・中学校の教員による合同研修を実施し、情報共有を図る。 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・令和4年度に引き続き、5つの資質のうち「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を重視して「学校2020レガシー」として、各校特色ある教育活動を展開するよう指導・助言を行う。
9	学校図書館の活用推進 (指導室)	<p>○各学校の学校図書館運営体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館運営連絡協議会で情報共有を図りながら、各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき学校図書館の活用を推進する。 ○学校司書の資質・能力の向上及び司書教諭・図書主任との連携 ・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう、資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに、司書教諭（図書主任）による授業支援等による学校図書館の体制を整備する。 ・各校において学校図書館マニュアルに基づき、司書教諭・図書主任の主導による学校図書館の活用を推進する。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動を推進し、調べ学習や学級文庫の団体貸し出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど、市立図書館との連携を推進する。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	3	健やかな体の育成	施策主管 課長	指導室長 所 水奈
-----------	----------	-----------------	------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

健康の保持増進、体力の向上や食育の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

2 背景(PLAN)

●「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。

●子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づくことも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。また、体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。

令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下や怪我が増加傾向にあるため、体育の授業改善のみならず、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。

●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくこと等を見据えて、東京都教育委員会は令和4年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。調布市は、具体的な取組の一つであるTokyoスポーツライフ推進指定地区に令和4年度の指定を受けており、地域や関係機関と連携しながら、児童・生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが重要となります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
10	体力向上への支援 (指導室)	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びを含む。)の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。 また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。
11	食育の推進 (学務課、指導室)	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。 また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (73%策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段:小学生, 下段:中学生	東京都の平均を上回る	▲2.5pt	▲4.4pt	▲4.7pt	調査未実施	▲3.9pt	▲3.7pt
		▲2.7pt	▲1.7pt	▲6.7pt	調査未実施	2.5pt	1.8pt
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力・運動習慣等調査(児童・生徒質問紙調査)	75.0%	71.5% 69.3%	72.3% 69.9%	75.2% 72.5%	調査未実施	68.0% 61.6%	69.8% 62.5%
上段:小学生(上段男 下段女) 下段:中学生(上段男 下段女)	70.0%	62.0% 58.2%	67.5% 61.5%	58.9% 58.2%	調査未実施	57.8% 57.1%	61.3% 56.9%

	評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果	評価理由										
B (B)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">S</td> <td>実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)</td> </tr> </table>	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)	A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)	D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)	<p>○令和4年度については、東京都の事業を活用し、様々な体力向上に資する取組を推進するとともに、体力向上検討委員会において、学校で取り組める体力向上施策を検討できたほか、食育については、オンデマンド(動画配信)を活用した講演会等の実施により、健やかな体の育成に資する取組を推進できたため。また、成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、小学校が微増、中学校が微減したが、体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合では、中学生女子を除き、昨年度の数値を上回ることができたため。</p> <p>○計画期間においては、感染症の影響による制限がある中、工夫を凝らしながら、体育の授業、運動部活動を実施したことに加え、プロアスリートによる「小・中学生走り方教室」の開催等を通じた体力向上、教員研修による指導力向上に取り組んだほか、市内事業者と連携(産学官連携)した食育指導等により、健やかな体の育成に資する取組を推進できたため。また、成果指標については、体力合計点に関する東京都と調布市の比較では、中学校では目標値を達成したが、小学校では未達成となった。また、体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合は、基準値を下回ったため。</p>
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)											
A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)											
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)											
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)											
D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)											

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
10	体力向上への支援 (指導室)	<p>○一校一取組・一学級一実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校が体力・運動能力に関する具体的な目標を定め、毎日・週1回程度等の期間を設定したうえで取組を推進した。 ◆体育や保健体育の授業における感染症対策の留意点を「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」に示すとともに、指導・助言を行った。 ○東京都受託事業「TOKYOスポーツライフ推進指定地区」を活用した体力向上事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 一流アスリートを指導者として、ハードル走、走り幅跳びなど、各学校が希望した種目で学校への出前授業を行った。また、FC東京による児童・生徒向けのポルトトレーニングを基にしたゴール型競技の出前授業、スポーツクラブメガロス調布による体づくり運動としてのサーキットトレーニング、ダンスの出前授業を学校の希望により実施した。 ジュニア陸上体験教室を実施し、小学校では、東京オリンピック110mハードル走の寺田明日香選手、中学校では元10000m選手の高尾憲司氏から走り方の基礎・基本及びトレーニング方法の指導を受けた。また、日本ラグビーフットボール協会、調布市体育協会、スポーツ振興課との連携により、小学校第4学年以上を対象とした小学生ラグビー大会を開催した。 プロアスリートによる走・跳・投の実技研修を教員向けに行い、プロアスリートから授業に利用できる指導方法の提案を受けた。また、義務教育9年間を通じた身体づくりに向けて、アスレティックトレーナーによる講義及び実技研修を行い、小・中学校のつながりや発達段階に応じた指導の実践につなげた。 ○体力向上検討委員会を活用した教育活動における体力向上の実現 <ul style="list-style-type: none"> 年間5回の体力向上検討委員会を開催し、学校で取り組める体力向上施策について検討した。取組事例を各学校へ周知するなど、次年度の教育課程に反映させた。 ○地域学校協働本部事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働本部の事業を活用し、部活動外部指導員を中学校全校の部活動で活用した。
11	食育の推進 (学務課, 指導室)	<p>○学校における食育の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校全校において、食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づく指導を行った。 ◆感染症対策を行いながら、給食食材の観察や皮むき等の体験、食材を生産している農家の見学など、地場農産物を活用した学習活動を実施した。 市立学校では、調布市食育推進基本計画に基づき、「給食だより」を通じ、家庭と連携した食育に理解を深める取組とともに、食育月間(6月)及び学校給食週間(1月24日～30日)には、学校給食で日本各地の郷土料理や世界の料理を提供し、食文化の継承について啓発を行った。 小・中学校の教職員向け「調布市食物アレルギーに関する指導の充実 指導資料(平成31年4月改訂版)」に基づき、各小中学校で1,2学期に食物アレルギーに関する指導を行った。 ◆コロナ禍において、手洗いの徹底や全員が同じ方向を向いて喫食するなど、感染症対策を行いながら、学校給食の提供を通じた食育指導を実施した。 ○教育委員会が主催する事業に加え、市との共催による食育推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 「調布スマートシティ協議会」の会員であるNTT東日本及びNTTアグリテクノロジーと連携し、ローカル5Gを活用した新しい農業技術を生かした取組により、市内入間町にある中央研修センターで栽培されたトマトを学校給食の食材として活用することで、地産地消の推進につなげるとともに、タブレット等を活用して地域における最先端の取組を学ぶことで、デジタル化に対応した食育の推進に取り組んだ。 11月に開催された「農業まつり」では、「S&A」の取組の紹介及び地場農産物を使用した学校給食のレシピの配布を行った。 ◆エビペン投与シミュレーション研修、学校管理職対象食物アレルギー研修を、対面とオンライン形式を併用して実施した。 ◆親子料理教室「姉妹都市木島平村産食材たっぷり和食ごはん」(動画配信)を実施した。 ◆食育講演会「家庭で減らす食品ロス ～調理の工夫と冷蔵庫収納～」(動画配信)を実施した。 食器・食具の充実に向けて、小学校1校にフォークを導入した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
10	体力向上への支援 (指導室)	<p>○資質・能力の育成を目指した授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都児童・生徒体力、運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図る。 授業以外でも自主的に運動の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進める。 体力向上検討委員会を年3回実施し、東京都児童・生徒体力、運動能力、生活・運動習慣等調査の結果分析を行い、学校が取り組む体力向上に関する取組の効果検証を行う。 ○多様な主体と連携した体力向上事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 小・中学生ジュニア陸上体験教室をそれぞれ年1回、スポーツ振興課、体育協会との共催で実施する。 プロアスリートが所属する地域の陸上クラブ等と連携し、陸上出前授業を実施する。 教員の体育における指導力向上を目指し、実技研究の充実を図る。 ○地域学校協働本部事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> 水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進し、基礎体力の向上及び専門的技術の習得を図る。
11	食育の推進 (学務課, 指導室)	<p>○給食時間の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに、地場農産物を給食で使用するなど、学校と市内農家の連携した取組を推進する。 食器・食具の充実に向けて、給食室の改修工事に伴い、環境を整備しながら、段階的にフォークの導入を進める。 ○親子料理教室の継続実施 ○食育講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 組織横断的に連携を図り、広く市民へ食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。 食育を学ぶ委員会等を設置し、若手教員を中心に食育を推進していく体制を整備する。 ○食物アレルギー研修、エビペン投与シミュレーション研修を全教職員対象にオンラインと対面のハイブリッド型で、また、当日参加できなかった教職員は、配信形式で実施し、事故が風化することのないよう危機意識の向上を図る。管理職対象研修は、校長及び副校長を対象に対面及びオンラインにて実施する。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	4	個に応じたきめ細かな支援	施策主管 課長	指導室長 所 水奈
----	---	--------------	------------	--------------

1 施策のねらい(PLAN)

全ての児童・生徒が、自己の能力を發揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

2 背景(PLAN)

●共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。

●調布市では、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備充実などが求められています。

●被虐待児や家庭内で年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーなど、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、必要な支援につなげることが求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
12	特別支援教育の推進 (指導室)	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。
13	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 (指導室)	子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 (指導室, 学務課)	経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率 上段：小学生, 下段：中学生	90%	76.5%	76.5%	78.1%	84.3%	90.8%	88.9%
	90%	53.7%	53.7%	57.4%	65.8%	62.8%	69.0%

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果		評価理由
A (A)	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)
	D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)
		○令和4年度については、調布市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの成果と課題を検証し、第2期調布市特別支援教育推進計画を策定した。また、不登校の未然防止のため「魅力ある学校づくり調査研究事業(国立教育政策研究所)」の取組を継続するとともに、訪問型支援「みらい」の開始、テラコヤ・スイッチの対象拡大など不登校児童・生徒への支援の充実を図り、個に応じたきめ細かな支援の取組を推進できたため。成果指標については、小学校においては、前年度を若干下回ったが目標値に近い作成率を維持できたことに加え、中学校では、前年度を上回ることができたため。 ○計画期間においては、調布市特別支援教育推進計画に基づき、校内通級教室の全校配置等、特別支援教育の推進や、「魅力ある学校づくり調査研究事業」の実施、訪問型支援「みらい」の開始等、不登校の未然防止や支援の充実に加え、丁寧な教育相談による個に応じたきめ細かな支援の取組を推進できたため。成果指標については、令和3年度の小学校における目標値の達成に加え、計画期間を通じて小・中学校ともに基準値を上回ることができたため。

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
12	特別支援教育の推進 (指導室)	<p>○調布市特別支援教育推進計画の取組推進と最終年度の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内通級教室の入退室システムを見直し, 小・中学校共通の校内通級教室ガイドラインを改定した。 ・調布市特別支援教育検討委員会において, これまでの取組の成果と課題を検証し, 令和5年度からの次期計画の策定に向けて取り組んだ。 <p>○第2期調布市特別支援教育推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市特別支援教育推進計画策定委員会の開催やパブリック・コメントを実施し, 令和5年度から令和8年度を計画期間とした新たな計画を策定した。 <p>○小・中学校における特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性向上のため, 小・中学校全校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施した。また, 校内通級教室担当全教員対象研修(全3回事例研修)を実施した。 <p>○外部機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆放課後等デイサービス事業所との連携に係る計画に基づき, 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら, 調布特別支援学校, 障害福祉課, 放課後等デイサービス事業所との連携を実施した。 <p>○幼・保・小連携の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた支援の充実を図るため, 就学支援シート等を活用し, 配慮が必要な児童の支援に取り組んだ(就学支援シートの提出率: 調布市立全小学校新入生の13%)。 <p>○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立調布特別支援学校と連携を図り, 自閉症児のケース会議や若手教員育成研修会を開催した。 ・タブレットを利用したデジ教科書の利用を開始し, 発達障害の児童・生徒に対する支援の充実に取り組んだ。
13	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	<p>○「太陽の子」における教育環境及び入退室手続きの適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別課題活動やグループ活動など児童一人一人の指導計画に基づく, きめ細かな対応を行うとともに, 入退室に係る手続きを適切に実施した。 <p>○不登校の未然防止に向けた取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「魅力ある学校づくり調査研究事業(国立教育政策研究所)」の取組を継続し, 「居場所づくり(児童・生徒が落ち着ける場づくり)」・「絆づくり(児童・生徒の主体的な活動による関係づくり)」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容, 課題等を各小・中学校と共有した。 ・不登校に係る支援委員会において, 集団指導の振り返りに効果的であるPDCAシートの活用について, 各小・中学校と共有した。 ・小中連携の組織的取組を推進し, 集団指導の引継ぎを通して中1ギャップによる不登校の抑制を図った。 <p>○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢の近い大学生との交流事業を継続したことで, 不登校の児童・生徒に対する, 相談体制や居場所機能を確保した。テラコヤ・スイッチについては, 対象を拡大し, 中学生のほか小学校4~6年生も利用可能とした。 ・「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を4回開催し, 心理の専門家や不登校経験のある大学生とその保護者による講演や情報提供, 保護者同士のグループワークを行い, 94人が参加した(前年度比54人増)。 <p>○教員の資質向上研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「太陽の子」の教員を対象に専門性向上のための研修を実施した。 <p>○「はしうち教室」の教育課程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の適正な実施に向けて, 継続的に指導・助言を行った。 <p>○不登校児童・生徒の家庭等への訪問による支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに訪問型支援「みらい」を開始し, 教育相談や学習支援を行った。 <p>○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の関係部署や関係団体との連携を図った。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 (指導室)	<p>○来所相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数447件(前年度比42件増), 主訴改善により55件の相談が終結した。新規相談件数98件(前年度比21件増)。 <p>○電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数126件(前年度比2件減), 教育相談所相談員・スクールソーシャルワーカーにより, 幅広い悩みや不安を傾聴するとともに, 解決策について共に考え, 相談内容に応じた関係機関等への情報提供を行うなど早期解決に向けて支援した。 ・年2回, 児童・生徒及びその保護者へチラシを配布して, 電話相談等の情報提供を行った。 <p>○就学相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数470件(前年度比20件増), 発達検査実施件数173件(前年度比4件増), 学務課等と連携し, 就学先の決定のほか, 個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。 <p>○巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・76件(前年度比17件減), 心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し, 専門的な見地から子どもの支援に関する助言を教員に行った。また, 学校からのニーズを検証し, 相談員の構成の見直しを図った。 <p>○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応案件数2,663件(前年度比232件増), 不登校や特別な支援を必要とする児童・生徒, 養育が困難な家庭等の相談を受け, 学校や関係機関と連携を図り支援を行った。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 (指導室, 学務課)	<p>○早期発見, 早期対応における校内推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー連絡会において, 小学校から中学校への引継ぎを実施することで, 進学先での円滑な支援につなげた。 ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年及び中学校第1学年の全児童・生徒に対する面接を実施した。 <p>○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り, 要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。 <p>○スクールソーシャルワーカーによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーが相談を受け, 支援が必要な家庭に対し, 生活保護・就学援助制度・フードパントリー等の案内や手続き支援を行った。 <p>○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」と支援の必要な家庭などの情報共有を行った。 <p>○就学援助制度の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報・市ホームページ・ちょうふの教育に就学援助制度に関する情報を掲載するとともに, 学校や関係部署と連携し, 児童・生徒の保護者に対し, 制度案内等を配布することで制度を広く周知した。また, 実際に援助が必要な時期に合わせた支給を行うため, 新入学予定の保護者に対し, 新入学準備金を入学前に支給した。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により, 家計が急変した世帯に対し必要な援助が行えるよう認定対象の拡大を継続し, 令和4年1月以降大幅に収入が減少した方や生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)を受けた方も対象に加えるとともに, 支援を必要とする全ての方が申請できるよう市ホームページや学校安全・安心メールの活用により, 広く周知した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
12	特別支援教育の推進 (指導室)	<p>○第2期調布市特別支援教育推進計画に基づく取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市特別支援教育検討委員会において取組状況を報告し、進行管理を行い、取組を推進する。 ・令和5年度向けの調布市教育委員会教育課程編成重点項目に「特別支援教育における教職員の専門性及び組織対応の向上」を設定し、各学校の組織的な取組を推進する。 <p>○学校の組織的な体制整備・校内体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標として掲げた、通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率の向上を図る。 <p>○教員等の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級における教科の指導内容表を作成し、その検証を進める。 ・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員及び特別支援教室専門員、スクールサポーター、特別支援学級支援員、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実を図る。 ・ICT環境を充実させるとともに、ティザー教科書の利用や特別支援教育に係るアプリケーションの充実を図り、児童・生徒の教育的ニーズに応じた活用を推進する。 <p>○保護者・地域・関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合の向上を図る。 ・児童・生徒の支援に関する情報共有ができるよう、学校・放課後等デイサービス事業所・保護者との連携に取り組む。 ・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに、小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。 ・都立調布特別支援学校と連携し、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容・方法を工夫する。 <p>○環境・体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合について、20%以上を維持する。 ・人的配置の充実を進め、発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備を図る。 ・北ノ台小学校への知的障害特別支援学級の設置に向けた準備を進める。
13	不登校児童・生徒への支援 (指導室)	<p>○適応指導教室「太陽の子」の教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童に対し切れ目ない支援を行うため、学校等との連携強化を図る。 ・体験活動やせんがわ劇場と連携したワークショップを実施し、社会的自立に向けた活動の充実を図る。 <p>○不登校の未然防止に向けた取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の取組を継続し、「居場所づくり（児童・生徒が落ち着ける場づくり）」「絆づくり（児童・生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容、課題等を各小・中学校と共有する。 ・不登校に係る支援委員会において、集団指導の振り返りに効果的であるPDCAシートについて、各小・中学校に活用を促す。 ・小中連携の組織的取組を推進し、集団指導の引継ぎを通して中1ギャップによる不登校の抑制を図る。 <p>○不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京学芸大学と連携し、「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続する。 ・東京学芸大学と連携し、心理・教育の専門的な見地から、保護者が一人で悩み、孤立することを防ぐため、「学校に行きづらい子どもの保護者のつらい」を継続する。 <p>○訪問型支援「みらい」による支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制強化を図り、学校内外の支援につながっていない不登校児童・生徒への支援の充実を図る。 <p>○不登校施策の支援方針の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はしうち教室の検証を行うなど、不登校児童・生徒への支援の全体像の再構築を図る。 ・中学生を対象とした適応指導教室新設に向けて検討する。 <p>○不登校支援事業の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒への支援事業や相談機関を掲載したリーフレットを作成し、周知を図る。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 (指導室)	<p>○来所相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相談者に寄り添うとともに、プレイセラピー等を通じて主訴を明らかにし、状況に応じて関係部署と連携を図ることで、主訴解決につなげる。初回面談のみ、土曜日相談を引き続き月1回実施する。 <p>○電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安の早期解決を図るため、心理・教育・福祉の専門家による丁寧な対応を継続する。 <p>○就学相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学先決定後も個に応じた相談・支援や学校訪問を継続するとともに、相談件数の増加に対応するため、土曜日相談を引き続き月1回実施する。 <p>○巡回相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からのニーズに応じ、様々な状況の児童・生徒を支援するため、新たな巡回相談員を委嘱する。また、就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。 <p>○教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における、児童・生徒の相談に対し、関係機関と連携を図りながら支援を行う。
15	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 (指導室、学務課)	<p>○早期発見、早期対応における校内推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて、児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について、各小・中学校と共有する。 ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年と中学校第1学年に対する面接を継続して実施する。 <p>○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等に関する対応については、引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り、児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。 <p>○スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒、家庭への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までの学校配置に向けて体制を強化し、学校や関係機関と連携しながら様々な家庭環境にある児童・生徒への支援の充実を図る。 <p>○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携、情報交換、中学校卒業生への周知の継続</p> <p>○就学援助制度の適切な運用の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする全ての方が申請できるよう、広く制度を周知する。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、認定対象の拡大を継続し、希望する方に必要な援助が行えるよう、柔軟に対応する。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	5	魅力ある学校づくりの推進	施策主管 課長	指導室長 所 水奈
-----------	----------	---------------------	--------------------	----------------------

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。そうした状況の中で、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされています。調布市では、令和3年度に地域学校協働本部の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働の観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入が必要とされています。

●教育活動の直接の担い手である教員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童・生徒一人一人の状況を捉え、他の教員や関係機関と連携しつつ、個に応じた指導を実践する指導力が求められています。また、豊かな人間性や人権意識を備えるとともに、学校・教職の意義や社会的役割・服务等を理解しつつ、保護者・地域住民等との協働関係を構築する資質・能力が求められているため、研修の充実等を通じた、教員の指導力、資質・能力の向上に向けた取組が重要となっています。

●近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」を策定し、校務支援システム、出退勤システムの導入・活用、副校長補佐の配置などの人的支援等、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員業務の見直し、人員体制の確保等の働き方改革を進めることで、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組む必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	農業体験、環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識のさらなる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	令和5年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働本部の設置校	28校	16校 (学校支援 地域本部)	16校	20校	24校	28校	28校

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果

評価結果		評価理由
A (A)	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)
	D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	<p>○地域学校協働本部事業における統括コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校のコーディネーターの育成や事業運営に関するアドバイスを行うため、引き続き、指導室に統括コーディネーターを配置した。 <p>○地域学校協働本部の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校全校に設置が完了した地域学校協働本部について、学校で学習支援員をはじめとした地域人材の活用を図ることができた。 学校が地域学校協働本部を円滑に運営できるよう、学校の管理職、地域コーディネーターへの助言や支援等を行った。 学校に対し、地域学校協働本部の活動内容について、保護者や地域へ広く周知するための広報誌の作成や学校ホームページへの掲載を助言した。 <p>○コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省CSマイスターや先進校の関係者を講師に招き、令和5年度にコミュニティ・スクールを導入する学校の管理職、教職員等を対象とした研修会等を開催し、コミュニティ・スクール制度の理解促進と導入準備を行った。 調布市教育シンポジウムの取組として、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の背景・概要等の施策紹介や文部科学省CSマイスターによる講演・パネルディスカッションを、対面及びYouTubeによるライブ配信形式で実施した。 <p>○東京都主催のフォーラムへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> フォーラムの内容を学校運営に活用させるため、小・中学校全校と共有した。 <p>○学校評議員・学校関係者評価委員による学校経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、学校評議員会・学校関係者評価委員会を開催し、経営目標と具体的な取組について共有するとともに、取組状況について協議したことで、学校経営の充実につながった。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室, 学務課)	<p>○特色ある教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校の特色ある教育活動の充実につなげた(小学校:環境美化活動, 体力向上活動, SDGs, タブレット端末を活用した協働学習, 校庭芝生を活用した健康保持, 心と体の健康づくり, 読書活動, 外国語教育, 伝統の鼓笛活動, 特別支援教育, 周年事業/中学校:重点部活動(消耗品購入), ボランティアネットワーク(地域人材の活用), 学習環境の整備, 自己の考えを伝える力の育成など)。 <p>○中学校学校選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童及び保護者が各学校の情報を把握できるよう、9月~10月に学校説明会を各中学校で実施し、日程を市ホームページで周知した。参加できなかった保護者に対しては、資料の配布や学校ホームページへの掲載を通じて、内容の周知に努めた。 児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している、小学生向けの学校案内(全8校分)の内容を充実させたうえで、小学校第6学年の全家庭に配布した。また、早期の制度周知を図るため、小学校第5学年向けの制度案内チラシを作成し、小学校第5学年の児童に配布した。 学校選択制を希望した全ての新入生の入学を決定したことで、個性の伸長を促進することができた。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	<p>○「授業改善推進プラン」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校の学校経営計画を踏まえたうえで、各教科において育成したい資質・能力を明確にすること、及び指導と評価の一体化を図るための授業改善について指導・助言した。 <p>○定期的な学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間14校行う指導室訪問の際に、各学校のICT機器を活用した実践例等を把握し、小・中学校に好事例を共有できるようにした。 初任者教員をはじめとした若手教員の授業を積極的に参観し、授業力の6要素の観点(使命感, 児童・生徒理解等)から指導・助言した。 年間5回の生活指導主任会における研修, 体罰防止研修等により、人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒の多様性に係る適切な理解を図った。 年3回の人権教育推進委員会の充実 <p>◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画視聴等、開催方法の工夫を行い実施した。</p> <p>◆人権教育の視点から東京都教育委員会が作成した教材を活用し、新型コロナウイルス感染者に対する偏見・差別の防止に関する指導・助言を行った。8月には中堅教諭等資質向上研修として人権教育の集合研修を実施し、教員の人権教育に資する指導力向上に努めた。</p>
19	学校における働き方改革の推進 (指導室, 学務課, 教育総務課)	<p>○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に引き続き、電子化した出勤簿等による、教職員の在校時間の把握を行った。教員の令和4年度の時間外在校等時間は、令和3年度と比較して増加傾向にあり、データの分析から特に副校長の勤務時間が増加傾向にあることが確認できた。 小・中学校全校の一斉閉校日及び夏季休業期間を原則統一し、引き続き長期休業中に休暇を取得しやすい環境を整備した。 スクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐を学校の要望に応じて増員するとともに、新たに部活動指導員を中学校に配置することで、引き続き人的支援を行い、教員の負担軽減及び学校教育の質の維持向上を図った。 教員の健康保持のため、長時間労働教員及び強いストレスを感じている教員を対象に医師による面接指導を開始した。 令和5年度から8年度を計画期間として、調布市立学校における働き方改革プランを改定した。 <p>○校務改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から稼働を開始した校務支援システムについて、さらなる利用の定着及び活用支援として、システム研修である「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」を実施した。 <p>○給食費等の管理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校徴収金(給食費及び教材費)の管理についてアウトソーシングを活用し、帳票類の作成等に係る教職員の事務負担の軽減に努めた。また、事務職員と連携し、効果的な運用について検討を行った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
16	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 (指導室)	<p>○地域学校協働本部推進委員会、管理職連絡会、地域コーディネーター連絡会の定期的な開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職やコーディネーター同士の情報共有を図ることで、事業のさらなる活性化につなげる。 ・統括コーディネーターが学校を訪問し、指導・助言することで地域学校協働本部の円滑な運営を支援していく。 <p>○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくりを目指し、令和5年度は、小学校2校、中学校1校のモデル導入を実施し、その効果や課題を検証しながら、円滑な全校導入につなげていく。 ・小・中学校全校に設置した地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進により、教育活動の更なる充実や活性化を図る。 <p>○開かれた学校経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画を着実に推進するため、コミュニティ・スクール導入前の学校については、引き続き、学校評議員、学校関係者評価委員制度を活用する。
17	特色ある教育活動の推進 (指導室、学務課)	<p>○特色ある教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し、各校が特色ある教育活動を推進するための支援を行う。 <p>○中学校学校選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者が適切に学校を選択できるよう、引き続き、必要な情報を分かりやすく提供する。 ・受入定員を定めるなど、学校規模の格差などが極力生じることのないよう配慮し、児童が自分の個性等に合った学校を主体的に選択することができるよう実施する。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 (指導室)	<p>○「授業改善推進プラン」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画と関連させ、各教科において育成する資質・能力を明確にするとともに、地域にも公開するなど、社会に開かれた取組にしていく。 ・各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。 <p>○定期的な学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導室訪問以外にも学校訪問を定期的実施し、各学校における一人一台端末等の取組状況を把握し、効果的な使用方法について助言するとともに、好事例について小・中学校全校で共有する。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に、個別の教育支援計画等の立案に関する研修を実施する。 ・通常学級の教員に対する、特別支援教育に関する研修を企画・実施する。 <p>○年3回の人権教育推進委員会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラムを活用し、人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。
19	学校における働き方改革の推進 (指導室、学務課、教育総務課)	<p>○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月からのプランに基づき、多忙化する学校管理職や教員の業務負担の軽減を図り、持続可能な学校指導・運営体制の構築につなげていく。 ・教員の令和4年度の時間外在校等時間は、令和3年度と比較して増加傾向にあり、特に、副校長の勤務時間が増加していることから人的支援を継続・拡充していく。 ・令和5年度は、副校長補佐を市立小・中学校に継続配置するとともに、部活動指導員を追加配置する。また、新たな会計年度任用職員であるエデュケーション・アシスタントを小学校全校に配置することで人的支援を充実し、教員の負担軽減を図っていく。 ・校務支援システムの活用促進のため、引き続き「新任・転任者研修会」、「年次更新研修」など各研修の充実を図る。 ・長時間勤務またはストレスチェックの結果に基づき、高ストレスの教員への医師による面接指導を継続実施する。 ・会議・研修をオンラインにより実施するなど、移動時間の縮減に努める。 ・教員が作成した資料のうち、効果的・効率的な資料については、好事例として共有することで、授業づくりなど日々の業務改善に反映させる。 <p>○給食費等の管理の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる業務の効率化を図るため、学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに、引き続き、適切な業務のアウトソーシングを継続する。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進

施策主管
課長

学務課長
佐藤 龍

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●平成24年12月、調布市立学校において、食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。事故を二度と起こさないために「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針（平成25年11月策定）」や同方針の重点的取組に掲げた「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル（令和4年3月改訂）」に基づく、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に向けた取組を継続するとともに、事故から10年となる令和4年12月に発行した「調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ」を踏まえ、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進する必要があります。

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。児童・生徒が主体性をもってこれらの事件・事故、災害等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。また、児童ポルノ事件の検挙件数やSNSに起因する強制わいせつ事件等が年々増加し、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しています。子どもを性犯罪等の当事者にしないための安全教育の推進が必要とされています。

●令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童・生徒と共に教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことが求められています。

●調布市では「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を策定し、各教科の指導内容に応じた感染症対策に加え、児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア、感染者に対する偏見や差別への対応等に取り組んできました。また、各学校からの要望を踏まえ、消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターなどの保健衛生用品の購入等を通じて、学校における感染症対策の取組を支援してきました。国の動向を注視しながら、引き続き、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、学校運営を継続していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課, 指導室)	食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。
21	安全教育の推進 (教育総務課, 指導室)	調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命(いのち)の安全教育」の取組を推進します。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室)	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
調布市防災教育の日の参加者数	30,000人	29,935人	30,933人	30,870人	中止	17,218人	17,811人

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果		評価理由
A (A)	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)
D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食における食の安全・安心の確保に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー事故防止対策の更なる改善を図るため, 専門医・学校教職員等で構成する「食に関する検討委員会」での協議を踏まえ, アレルギー対応マニュアルの改訂を行った。 ・食物アレルギー専門員(管理栄養士)を継続して配置し, 学校給食を安全に調理・提供できる環境の整備に努めた。 ・調布市医師会との連携により, セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を進める取組を継続した。 ・令和4年度は, 平成24年12月に発生した食物アレルギーに起因する児童の死亡事故から10年の節目となり, 年度当初に, 市立小・中学校全教職員を対象に, 御遺族の講話と東京慈恵会医科大学附属第三病院医師によるエビデンツ投与シミュレーション研修を行った。また, 令和4年12月には, これまでのアレルギー対策や取組の内容をまとめた「調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ」を発行し, 教育長会等を通じて全国に情報発信を行った。 ○計画的な施設整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・調布市基本計画に基づき, 国領小学校の給食室改修工事に合わせ, 食物アレルギー対応専用調理室の整備及び食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を図った。 ・令和5年度に計画している石原小学校の給食室改修工事に向けた設計を進めた。 ○緊急対応, 児童・生徒への食の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応ホットラインの運用を継続し, 東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市との定期的な運営会議を書面及びオンラインで実施した。 (ホットライン対象施設は, 平成25年の覚書締結時177施設から令和4年度は251施設に増加) ・国や他自治体のほか, 関係団体が開催するアレルギー対応に向けた研修会等に講師として参加し, 市の取組を広く発信した。 ○食に関する検討委員会による取組 <ul style="list-style-type: none"> ・校長会から委員を選出し, 市立学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理に取り組み, 運用改善に向けた検討を行った。
21	安全教育の推進 (教育総務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○調布市防災教育の日における取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆令和4年度は, 令和4年4月23日(土)に実施した。感染症対策を徹底したうえで, 学校教育活動は, 児童・生徒に対する「命」の授業・防災啓発講話を実施した。また, 市統一テーマ訓練は, 訓練テーマを「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」と題し, 令和元年台風19号における避難所開設後, 初めて地区協議会等の地域の方と市職員が協働で訓練を実施した(感染症対策の観点から, 学校教育活動は, 「命」の授業・防災啓発講話の公開, 保護者による引取訓練を中止した。また, 市統一テーマ訓練は, 避難所体験(小6児童・中3生徒とその保護者)を中止し, 訓練の場所は, 体育館・校舎外周りに限定し, 児童・生徒との動線を分離したうえで実施した。) ◆月1回の安全指導及び避難訓練を実施するとともに, 調布市防災教育の日や「いのちと心の教育」月間(12月)において, 「命」の授業を実施した。 ・令和5年度の防災教育の日の実施に向け, 市統一テーマ訓練を「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」とし, 庁内関係各課, 地域, 関係機関等と連携したうえで準備を進めた。 ○学校危機管理マニュアル <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに基づいた避難訓練や安全指導の充実を図った。 ○セーフティ教室 <ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応やSNSが起因となった問題に対し, 児童・生徒及び家庭への注意喚起を行った。 ・調布警察署と連携を図り, 安全教育・指導を推進した。 ・SNS東京ノートを活用し, SNSとの関わり方について学び, 加害者にならない, 被害を受けないための知識及び技能の習得に努めた。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室)	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ(小学校通学区域: 計15台増設, 累計175台)と「啓発用巻き看板」を通学路(公道)上の電柱に増設した。 ・通学路の合同点検については, 交通安全及び防犯の両面から, 学校・調布警察署・道路管理者に加え, 地域とともにPDCAサイクルにより毎年取り組む中で, 令和4年11月に「合同点検」を実施(7校・27箇所)した。文部科学省, 国土交通省及び警察庁が作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき, 地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応を行う視点で点検を実施し, 可能な安全対策を行った。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の家・事業所等2, 577箇所が「こどもの家」として登録しており, 子どもが不審者や変質者等に声をかけられたり, 犯罪行為に巻き込まれそうになった際の緊急避難場所の確保に努めた。 ◆感染症対策を講じたうえで, 「こどもの家」事務説明会を開催した。 ○学校における室内化学物質対応 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校全校で実施した学校環境衛生(室内化学物質)定期検査において, 全て基準値未満であることを確認し, 安全・安心な学習環境を提供した。 ・改修工事等を実施した際には, 「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を遵守し, 安全な教育環境の確保に努めた。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し, 学校環境衛生(室内化学物質)定期検査の結果報告等について, シックハウス症候群と思われる児童の保護者, 庁内関係部署, 学校教職員, PTA代表と共有した。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会における審議を経て, 厚生労働省が改定した指針値を反映させるため, 「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」の別紙を改正した。 ◆「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」の改訂を通じ, 児童・生徒への衛生指導, 学校施設の消毒・換気の徹底等, 学校における感染症対策に取り組んだ。 ◆国の補助金を活用し, 消毒液や非接触型体温計などの感染症対策用消耗品を購入するための予算を各小・中学校へ配当すること等により, 学校における感染症対策を支援した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
20	食物アレルギー対策の推進 (学務課, 指導室)	<p>○教職員等への研修・訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する検討委員会等を通じて、運用改善について検討するとともに、正しい知識の習得や技術の向上に向けて、教職員等への研修・訓練の充実を図る。 ・エビペン投与シミュレーション研修（専門医である東京慈恵会医科大学附属第三病院小児科医及び御遺族の講話）を通じて、食物アレルギー事故を風化させることのないよう、オール調布で再発防止に向けた意識を醸成する。 ・学校管理職研修（相模原病院臨床研究センター医師による研修）を対面及び配信形式を併用して実施する。 <p>○計画的な施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市基本計画に基づき、石原小学校及び深大寺小学校の給食室改修工事に併せ、食物アレルギー対応専用調理室の整備に加え、食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を進める。 ・令和6年度に計画している多摩川小学校の給食室改修工事に向けた設計を進める。 <p>○アレルギー対応ホットラインの運用など、多様な主体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットラインの運用や、調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ、現状分析と課題整理に応じた不断の見直し・運用改善に取り組む。 <p>○情報発信・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会や市ホームページ、市報等を通じ、広く食物アレルギーに関する知識の普及啓発を図るとともに、市長部局と連携し、市の取組を広く情報発信する。 <p>○事故を風化させることのない食物アレルギー対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー対応マニュアル」の不断の見直し・運用改善に努めながら、事故を風化させることのないよう、引き続き調布市医師会をはじめ、多くの関係者との連携・協働により、ソフト・ハード両面から児童・生徒の安全・安心の確保に取り組む。
21	安全教育的推進 (教育総務課, 指導室)	<p>◆調布市防災教育の日の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度については、感染症対策を徹底したうえで、学校教育活動は、児童・生徒に対する「命」の授業、防災啓発講話を実施する。また、全学年一斉に校庭への避難訓練を実施するとともに、令和元年度以来4年ぶりに保護者による引取訓練を実施する。市統一テーマ訓練は、訓練テーマを「感染症対策を踏まえた避難所訓練」と題し、令和元年台風第19号における避難所開設時の課題や感染症対策を踏まえた訓練を全小・中学校において、学校・地域等と協働により実施するなど、庁内、関係機関、地域等と連携を図りながら、児童・生徒に対する防災教育の充実、地域防災力の向上に取り組む。 <p>◆感染症対策を講じたうえで、実施可能な取組を検討する（令和5年度は、令和5年4月22日（土）に実施し、学校教育活動のうち、「命」の授業・防災啓発講話は、保護者・地域の方への公開を中止した。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校危機管理マニュアルに基づき、月1回実施する避難訓練や安全指導（生活安全・交通安全・災害安全についての取組を明確にする等）の充実を図る。 ・生活指導主任会等で「安全教育プログラム」を指導資料として活用する。 ・学校における事故等の未然防止に向けて、月ごとに市内で起こった事故の概要を取りまとめ、校長会及び副校長連絡会等で周知し、未然防止に努めるとともに、適時・適切な注意喚起を促す通知を发出する。 <p>○セーフティ教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布警察署や消防署等との連携の充実を図り、安全教育・指導を推進していく。 ・SNS東京ノートを活用し、SNSとの関わり方について学び、加害者にならない、被害を受けないための知識及び技能の習得に努める。 <p>○生命（いのち）の安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育を推進する。
22	児童・生徒の安全確保の推進 (学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室)	<p>○通学路の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、周辺住民のプライバシーに配慮しながら、通学路や登下校時に児童が通行する道路を撮影する防犯カメラの維持管理を行うことにより、登下校中の児童の安全確保を図る。 ・通学路の合同点検は、学校・調布警察署・道路管理者に加え、地域と連携を図りながら安全対策に取り組む。 ・「こどもの家」担当者（PTA校外委員等）との連携や、市報・ホームページ、社会教育情報紙「コラボ」等を活用した普及啓発に努める。 ・「こどもの家」事務説明会及び情報交換会を開催する。 <p>○シックハウス対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査を実施し、児童・生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し、学校環境衛生（室内化学物質）定期検査の結果報告等について、シックハウス症候群と思われる児童の保護者、庁内関係部署、学校教職員、PTA代表と共有する。 <p>◆学校における新型コロナウイルス感染症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況に応じて「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」や国の方針に基づき、児童・生徒の健康管理・衛生管理や校内の消毒・換気などの感染症対策に取り組む。 <p>○医療的ケア児への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が学校において安全に教育を受けられるよう、教員への研修等による支援体制の整備に取り組む。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	7	学校施設整備の推進	施策主管 課長	教育総務課 施設担当課長 関口 幸司
-----------	----------	------------------	--------------------	-----------------------------------

1 施策のねらい(PLAN)

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備を推進します。

2 背景(PLAN)

●児童・生徒にとって安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。また、快適な教育環境を整備するため、調布市では、校舎内の教室への空調整備の完了に続き、令和3年度に小・中学校における体育館への空調整備が完了しました。引き続き空調設備の維持・管理に努める必要があります。

●令和3年3月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、令和7年度までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられます。調布市では、児童数が令和6年度まで増加する見込みであり、学校によってはその後も増加傾向にあることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。

●校舎・体育館等の学校施設は、児童・生徒が安全に学校生活を送る場となるだけでなく、発災時において、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●令和2年10月、政府は脱炭素化社会を目指し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。調布市においても令和3年4月に、国・東京都、市民や事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、ゼロカーボンシティを目指すこととしており、学校施設についても環境に配慮した計画的な整備が求められています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的, ねらいなど)
23	学校施設の更新 (教育総務課)	構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。 また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかLED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。 緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。 また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果		評価理由
A (A)	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)	○令和4年度は、老朽化対策としての計画的な維持保全や快適な教育環境の整備として、避難所機能整備を含む体育館の改修、不足教室対策としての校舎増築や普通教室の整備等、計画的な学校の施設整備を着実に推進することができたため。また、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備について、基本計画の策定を進めるとともに、PFI導入に向けた取組が実施できたため。成果指標については、引き続き、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備の予防保全ができている学校の割合を100%とすることができたため。 ○計画期間においては、普通教室の整備や校舎増築等、不足教室への対応に取り組んだことに加え、小・中学校全校の体育館への空調整備を令和3年度に完了することができたため。また、成果指標については、計画的な改修を実施することにより、全計画期間を通じて、目標値である屋上防水、校舎の外壁、受変電設備の予防保全ができている学校の割合を100%とすることができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)	
D 実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)		

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
23	学校施設の更新 (教育総務課)	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、令和3年度に策定した基本構想に基づき、基本計画の策定を進めた。 ・省エネルギー化に対応するため、小・中学校校舎内及び体育館の照明器具を段階的にLED照明へ改修した。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・小学校における学級編制標準の引き下げ（現行40人から35人）に伴う対応として、多摩川小学校・布田小学校において校舎増築工事を実施した。 ・児童数の増加に対応するため、富士見台小学校において普通教室の改修工事を実施した。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において、児童・生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として制定した、「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づき、引き続き7校の学区を教室確保困難学区に指定した。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・学校施設の適切な維持管理を実施し、快適な教育環境の整備に努めた。 ・学習環境の向上のため、八雲台小学校・深大寺小学校・多摩川小学校・調和小学校において、飲み水の給水直結化工事の設計を実施した。 ・避難所機能の充実を図るため、第一小学校において体育館改修工事と併せて、バリアフリートイレの設置等、避難所機能整備を実施した。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づき、国領小学校の給食室改修工事を実施した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	(教育総務課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
23	学校施設の更新 (教育総務課)	○学校施設の更新 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備については、令和3年度に策定した基本構想に基づき、基本計画を策定するとともに、PFI事業者選定を実施する。 ・「2050年ゼロカーボンシティ調布」を目指す取組として、第二小学校・調和小学校の校舎内照明器具のLED化改修を令和4年3月に策定した「調布市公共施設マネジメント計画」に位置づけ、実施する。 ・校舎内のバリアフリー対応や避難所機能の整備に取り組む。
24	不足教室への対応 (教育総務課)	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・不足教室対策として、第一小学校及び多摩川小学校において、普通教室の整備を実施するとともに、第一小学校の校舎増築の設計を実施する。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局と連携し、「調布市次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくり指導要綱」に基づく教室確保困難学区を指定し、児童・生徒の良好な教育環境を保全していく。
25	安全・安心で快適な教育環境の整備 (教育総務課)	○学校施設の安全・安心で快適な教育環境の整備 ・緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえ適切な改修に努める。 ・校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理や、夏季の暑さ対策・熱中症対策等、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていく。 ・「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく計画的な維持保全改修として、深大寺小学校及び石原小学校の給食室改修工事、神代中学校及び第三中学校の体育館改修工事、八雲台小学校の校舎の屋上防水及び外壁改修工事の設計を実施する。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振り返り)

施策	8 青少年の育成	施策主管 課長	社会教育課長 中川 恵之
-----------	-----------------	--------------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけることで、青少年の健全な育成を推進します。

2 背景(PLAN)

●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。

●調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー養成講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

●変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していくことが求められています。また、子ども・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく意識の養成にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。 また、家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。 また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標		目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
リーダー養成講習会等の参加者数		1,400人 (4か年累計)	360人	361人	338人	81人	143人	251人
評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果		評価理由						
A (B)	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)						
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)						
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)						
	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)						
	D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)						
		○令和4年度については、オンラインの活用や感染症対策を講じたうえで、調布っ子“夢”発表会、家庭教育セミナー、リーダー養成講習会等の実施及び支援を行った。また、社会教育情報紙「コラボ」の発行や、感染症対策を講じながら、青少年交流館やハケ岳少年自然の家を開館・運営したこと等を通じ、青少年を育成するための取組を推進することができたため。成果指標については、感染症の影響により目標値の達成に至らなかったが、感染症対策を講じながらリーダー養成講習会等を実施及び支援し、前年度よりも参加者数を増加させることができたため。 ○計画期間においては、オンラインの活用や感染症対策を講じたうえで、調布っ子“夢”発表会、家庭教育セミナー、リーダー養成講習会等の実施及び支援を行い、家庭教育への支援や地域で活躍できる人材の養成に継続して取り組んだため。また、成果指標については、感染症の影響により、リーダー養成講習会を一部中止とした年度(令和元年度～3年度)があったことから、目標値の達成には至らなかったが、感染症対策を講じるなど工夫しながら実施し、参加者数増加に繋げることができたため。						

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	○家庭教育セミナーの支援 ・昨年度に引き続き、PTAの負担軽減のため、説明会は実施せず、必要書類に「事務手続きについて」及び「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校に送付し、質問や書類提出はメールでの提出を可とした。 ◆感染症対策の観点から、参加対象者を開催校の保護者に限定し、オンラインによる開催も可とした。令和4年度は、6校で開催され、236人が参加した。 ○社会教育情報紙「コラボ」の発行 ・年3回、各号19,300部発行、市内小・中学生の保護者に配付、その他関係各課及び市施設に配架した。 ・市ホームページにも紙面を掲載することにより、子どもに関わる地域の大人へ広く社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	○リーダー養成講習会 ・ジュニアリーダー講習会登録者21人(令和3年度登録者24人)。 ・シニアリーダー講習会登録者10人(令和3年度登録者8人)。 ・レクリエーション講習会登録者18人(令和3年度登録者13人)。 ・ジュニアサブリーダー講習会修了証授与者202人(令和3年度修了証授与者98人)。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	○青少年交流館の利用者数・運営 ◆多目的室及び集會室における団体利用2,808人(353団体)、オープンスペース1,947人、自習室60人、延べ4,815人。令和4年6月3日より通常開館したことに伴い、使用者数は前年度から808人増加した(令和3年度 多目的室及び集會室における団体利用1,960人(238団体)、オープンスペース2,047人、自習室0人、延べ4,007人)。 ○調布っ子“夢”発表会の開催 令和4年度テーマ「わたしが考える未来の調布」 ・発表者10人(市内小学校5校)、来場者49人。 ◆感染症対策の観点から、当日の来場者を関係者に限定した。 ・実施後は記録冊子を作成し、発表した児童及び小学校へ配付した。また、発表内容に関する市の取組について、子どもたちへ文書でお知らせした。 ○二十歳のつどいの実施 ◆感染症対策の観点から、2回に分けて(内容同一、入替制)実施した。 ・人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を、幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施した。 ○八ヶ岳少年自然の家の維持管理・運営 ・恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおして、少年の心身の健全な育成を図った。 ・施設の老朽化に伴う改修工事(機械設備改修工事)を実施した。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援 (社会教育課)	○家庭教育セミナー ・次年度においても、家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また、開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため、引き続き、社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに、問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで、PTAの負担軽減と支援に努める。 ・開催形態については、対面方式とオンラインの併用、オンラインのみも可とする。 ○社会教育情報紙「コラボ」 ・引き続き、小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し、地域や家庭の教育力の向上を図る。
27	地域で活躍できる人材の養成 (社会教育課)	○講習会の実施 ・ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会、ジュニアサブリーダー講習会を引き続き実施していく。 ・受講生が減少傾向にあることから、これまでの広報媒体(市報、ホームページ、SNS、チラシ、社会教育情報紙「コラボ」、調布FM等)を引き続き活用して事業の周知に努める。
28	青少年交流・体験事業の推進 (社会教育課)	○青少年交流館 ・引き続き、青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。 ○調布っ子“夢”発表会 ・引き続き、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、まちづくりへの参加意識の向上を図る。 ○二十歳のつどいの実施 ・引き続き、人生の節目として将来について考える機会となる集いの場を、幅広い若者世代の参加の機会を設けながら実施する。 ○八ヶ岳少年自然の家の維持管理・運営 ・引き続き、恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおして、少年の心身の健全な育成を図る。 ・八ヶ岳少年自然の家の適切な維持管理・運営を行うとともに、施設の老朽化に伴う改修工事(空調設備ほか改修工事、受変電設備改修工事、体育館外部改修工事、防災設備改修工事)を実施する。 ・指定管理期間が満了することから、指定管理者候補者選定審査委員会を設置し、候補者を選定のうえ、指定管理者を指定する。

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策	9 生涯学習社会への対応	施策主管 課長	社会教育課長 中川 恵之
-----------	---------------------	--------------------	-----------------

1 施策のねらい(PLAN)

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」の実現に向け、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

2 背景(PLAN)

●市民生活や社会情勢の変化による地域課題の複雑化、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。また、Society 5.0時代に向けて新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になり、「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせで学びが更に豊かなものになるような取り組みが求められています。

●公民館、図書館等の社会教育施設については、地域活性化・まちづくりの拠点等の役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体等、様々な主体がそれぞれの立場から積極的に取り組むことが必要です。

●公民館、図書館等の社会教育施設を中心に、多様な利用者層・ニーズに応じた市民の生きがいをつくり、世代間を超えた交流等を通じて地域で共生していくための拠点としての機能を充実させるとともに、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 (社会教育課、公民館)	社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。 公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 (公民館)	公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します。 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (75%未満時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
社会教育施設(公民館・図書館)の満足度 ※調布市市民意識調査 上段：図書館、下段：公民館	75.0%	68.3%	68.3%	77.9%	80.5%	79.6%	80.7%
	50.0%	41.2%	41.2%	74.8%	75.4%	74.3%	74.4%

評価結果	()は計画期間を通じた総合評価結果	評価理由						
A	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">S</td> <td>実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)</td> </tr> </table>	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)	A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)	<p>○令和4年度については、社会教育関係登録団体への補助金の交付、学習グループ主催の公開講座への助成金の交付等、各種団体の活動に対する支援や、感染症対策を講じたうえで、公民館・図書館を開館し、生涯学習社会への対応の取組を推進できたため。また、成果指標については、公民館・図書館の満足度が昨年度から上昇し、引き続き目標値を上回ることができたため。</p> <p>○計画期間においては、感染症の影響により、施設貸出しの休止や事業の中止等を行ったが、その後様々な工夫により、制約がありながらも取組を継続し、生涯学習・社会教育の取組を推進できたため。また、成果指標については、感染症の影響がありながらも、公民館については、オンラインを積極的に活用した講座等を実施し、図書館については、乳幼児から成人まで幅広い世代に向けた多様な資料・サービスを提供したほか、図書館利用に障害のある方を支援するなど、市民の読書活動を広く支援できたことにより、令和元年度以降の各年度において満足度が目標値を上回ることができたため。</p>
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)							
A	実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)							
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)							
(A)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">C</td> <td>実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)</td> </tr> </table>	C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)	D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)			
C	実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)							
D	実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)							

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民, 社会教育関係団体等の活動への支援 (社会教育課, 公民館)	<p>○学校施設開放による市民の活動支援(利用日数 延べ5, 803日, 延べ利用者数178, 578人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各開放運営委員会との連携を図るために行う, 総合開放運営連絡会の開催を対面及びオンライン併用で2回実施した。 <p>○学習グループ主催の公開講座への助成(7グループ, 講師謝礼延べ10人, 保育者謝礼延べ0人), 広報の支援, 令和3年度学習グループサポート記録の発行(6月)</p> <p>○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係登録団体からの申請に基づき, 10団体へ交付した。 <p>○公民館登録団体等の活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館登録団体の施設使用料を免除した(東部公民館30団体, 西部公民館31団体, 北部公民館24団体)。 公民館登録団体や成人学級との共催による公開講座を実施。学習内容やその成果等を地域に還元した。 公民館により, 公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行い, サークル活動の活性化を支援した。 公民館主催事業から派生した学習グループの育成, 公民館登録団体の組織化を支援した。 <p>(公民館登録団体の認定を目指して活動している団体: 東部公民館4団体, 西部公民館2団体, 北部公民館3団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館登録団体で組織した利用団体連絡会を3公民館合同で開催し, 地域文化祭の取組内容, 利用団体連絡会主催のイベント, 利用団体連絡会役員の選出方法等について意見交換, 情報共有を図った。 西部公民館及び北部公民館において, 無料Wi-Fiを導入し, 公民館諸室利用者や公民館主催講座参加者等の学習環境の向上を図った(東部公民館は令和3年度導入済み)。 <p>◆コロナ禍における公民館の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」に基づき, チェックリストを適宜改定した。 飛沫拡散防止パネルなどの継続設置, オンラインによる講座等を実施した。 施設使用申込日の来館者の集中, 3密を避けるため, 郵送や投函による申請書受付方法を継続した。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	<p>○遊覧(社会教育課主催: 市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に2カ月に1回程度実施) (登録者数8人, 実施回数6回, 延べ参加者数28人)</p> <p>○杉の木青年教室(社会教育課主催: 市内在住で中学校特別支援学級を卒業した方を対象に月1回程度実施) (登録者数25人, 実施回数9回, 延べ参加者数131人)</p> <p>○のびのびサークル(市民団体へ運営委託: 市内在住の知的障害のある方で, 特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月2回程度実施) (登録者数12人, 実施回数23回, 延べ参加者数153人)</p> <p>◆活動前はチェックリスト等を活用し体調管理を行い, 活動時は換気, ソーシャルディスタンスの確保, マスク着用等に加え, 活動開始前と終了後には遊具や備品等の消毒を行うなど, 感染症対策を講じたうえで実施した。</p>
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識, 生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 (公民館)	<p>○課題の再認識につながるまでの学習の発展段階(公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき)を意識した公民館活動や, 地域の魅力をテーマとした公民館活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部公民館では, 近隣中・高等学校の教員による講座や地域の学び・歩きの講座, 地形を知る講座などを実施した。また, 東京都, 地域団体との連携を図り, 共催事業を実施した。 西部公民館では, 成人学級を2団体立ち上げることができ, 地域との連携を進めることができた。また, 子育てセミナーなど家庭教育を通じて, 不安や悩み軽減, 地域での仲間づくりの一助となるような講座を実施した。 北部公民館では, ゲイをカミングアウトした元小学校教員が伝える性の多様性に関する事業, ひきこもり当事者などの生きづらさを感じている方向けの事業, 児童虐待に関する事業などを実施した。また, 地区協議会と防災に関するイベント, 子ども会連絡会とご当地カルタを作成する事業等, 地域団体との連携事業を実施した。 <p>◆各種講座, 教室等公民館主催事業の一部では, 会場による開催と併せてオンラインにより実施した。</p> <p>○地域文化祭の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部公民館では, プレ文化祭を開催し, サークル活動の見学・体験を通じ, 会員獲得などサークルの支援を図るとともに, 地域の安全を考える座談会, 近隣中・高等学校との連携による催し, YouTubeを使った文化祭宣伝や動画を使ったサークル活動の紹介, DVDによるサークル活動の放映などを実施した。 西部公民館では, 新たに, 地域のコーナーを設置し, 地域の団体や福祉資源を紹介するとともに, 新たな連携先として明治大学附属明治高等学校に働きかけ, 文化祭への出展が実現した。 北部公民館では, コロナ禍に映像コンサートで参加していた音楽系サークル5団体が, 来場者の前で生演奏や合唱を3年ぶりに披露するなど, 地域文化祭に37団体が参加した。(令和3年度31団体)また, 地区協議会, 健全育成推進上ノ原地区委員会, 子ども会連絡会, 深大寺通り商店会と連携した子ども向けイベント, 野菜の頒布会などを3年ぶりに実施し, 地域住民同士の交流を促進した。 <p>(東部・西部・北部文化祭観覧者数4, 705人)</p>
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	<p>○第3次調布市子ども読書活動推進計画(令和元年度～令和4年度)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど, 子どもの読書活動を計画的に推進した。 <p>○第4次調布市子ども読書活動推進計画(令和5年度～令和8年度)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもが成長や興味に応じて本の楽しさを発見し, 読書の習慣をつくることのできるよう, また, 家庭, 地域, 学校, 行政が一体となって子どもの読書活動の推進に取り組めるよう, 調布市の施策の指針となる計画を策定した。 <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの育成に係る団体や施設に対し, 利用案内や推薦図書リストを配付し, 団体の利用を促進した。 読書会へテキストの貸出を行い, 市民団体の読書活動を支援した。 障害のある児童等を対象に, 絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し, 子どもの心の成長を促した。 中学生対象に「ぶちねこ便」を発行し, 中学生の読書への関心を高めた。 初めての方のための読書会(全5回)や毎月の読書会を行い, 市民の読書活動を支援した。 第50回調布樟まつりを開催し, 市民の集会活動や読書活動の支援をした。 <p>◆感染症の影響により対面朗読等の利用は減少したが, 国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスに提供したDAISYデータのダウンロード数は増加した。宅配の利用は全体として増加傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「布の絵本製作養成講座」を開催し, 蔵書となる布の絵本の製作・修理の担当者を養成した。 「音訳者養成講座(初級)」全12回のうち4回を開催し, 音訳者の養成を行った。 <p>○染地分館の大規模改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで休館し, 外壁及び屋上の改修, 電気設備等の工事を行った。また, 休館期間中(令和4年9月24日から12月25日まで)多摩川自然情報館に臨時窓口を設置し, サービスの維持に努めた。 <p>○図書館電算システムの更新及びホームページリニューアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館電算システムの更新を行うとともに, ホームページのリニューアルを実施し利用者の利便性を高めた。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民、社会教育関係団体等の活動への支援 (社会教育課、公民館)	<p>○学校施設の開放</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設開放における運営委託費について、公費の適切な執行の観点から、執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また、安全面の観点から、地域運動会などの運営委員会が実施する事業では、傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。 <p>○学習グループ、社会教育関係登録団体、公民館登録団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学習グループが実施する公開講座において、引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし、グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため、周知・募集期間を十分確保する。 社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等、社会教育関係登録団体への支援を引き続き行う。 各種教室の開催、成人学級等の募集、公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて、公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。 各学習グループが実施する公開講座における開催形態については、対面方式とオンラインの併用、オンラインのみも可とする。 <p>◆各種講座、教室等公民館主催事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場による開催と併せてオンラインによる開催を実施するとともに、その適用の拡大について検討する。</p> <p>○地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館を利用する市民の自主的な学習活動を通じて、仲間づくり、地域づくりを支援する。 公民館施設の使用料の免除、共催事業の実施、公民館だよりでの活動紹介や会員募集の告知などを通じて、公民館登録団体の活性化を支援する。 公民館主催事業から派生した学習グループの育成、公民館登録団体の組織化を支援する。 安全で快適な学習環境を維持するため、老朽化の進む施設の適切な維持管理を継続する。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 (社会教育課)	<p>○様々な社会体験活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため、事業を継続していく。 <p>○ボランティアスタッフの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 「遊ing」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため、市報や調布FM等でボランティアスタッフ募集の周知を行っていく。また、ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や、継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため、引き続き、市報やホームページで募集の周知を図り、ボランティアスタッフの確保に努める。 より安全な運営体制を整えるため、支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進 (公民館)	<p>○引き続き、課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動を推進する。</p> <p>○市民の学習意欲に応える事業のみならず、登録団体との共催事業、地域との連携事業、地域の魅力を再認識できる事業、地域課題や生活課題を題材にした事業のほか、利用団体への支援、各種連絡会、地域文化祭の開催などを通して、地域に根差した公民館活動を推進する。</p> <p>○主催事業においては、施設の特徴や地域性を踏まえながら、5つの学習分野（青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育）を主軸とした事業展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部公民館では、登録団体や地域との連携による事業を展開し地域交流の活性化を図る。 西部公民館では、環境や防災など地域課題に取り組むとともに、家庭教育や平和事業の充実を図る。 北部公民館では、地域団体と協働で実施する事業や青少年事業の充実に取り組む。
32	市民の読書・調査活動への支援 (図書館)	<p>○第4次調布市子ども読書活動推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき、子どもの読書環境の整備、読書活動の支援に取り組む。 <p>○多様なサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き障害のある児童等がお話の世界を楽しみ、心の成長に資する事業を実施する。 市民の読書活動を支援し、図書館の集会・行事活動を促進する。 利用支援（旧ハンディキャップサービス）の存在を多くの市民に周知するようPRに努めるとともに、録音図書・点訳資料などの作成・提供、宅配サービスなどを行っていく。 <p>◆新型コロナウイルス感染症の影響による社会的行動変容を踏まえて、非来館型サービスを視野に入れた活動を検討する。</p> <p>○社会状況の変化を踏まえ、電子図書館やICタグの導入など、新たな時代の図書館サービスの導入について検討する。</p>

令和5年度 点検・評価シート(令和4年度振返り)

施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承

施策主管
課長

郷土博物館長
早野 賢二

1 施策のねらい(PLAN)

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

2 背景(PLAN)

●調布市には、郷土の歴史や文化、自然、美術に関する様々な資料を収蔵・展示している郷土博物館と、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館の2つの博物館があります。これらの博物館には、収集、保存、調査・研究、展示・普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に未来に生かす役割が求められています。

●調布市には、平成29年9月に国宝指定された深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）、国史跡の下布田遺跡、深大寺城跡、国登録有形文化財（建造物）である旧武者小路実篤邸や真木家住宅などの文化財のほか、未指定の貴重な歴史・文化遺産もあり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。また、下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の重要な遺跡として評価され、昭和62年5月12日に国指定史跡に指定されました。調布市教育委員会では、平成31年3月に「史跡下布田遺跡保存活用計画」を、令和3年3月に「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、国庫補助事業として史跡公園化を推進しています。令和4年度は、史跡整備に市民意見を反映させるため、「下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ」を実施したほか、学識経験者、調布市文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を開催し、基本設計の策定に取り組みました。

●新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。また、インターネットを通じた収蔵資料データの公開や普及啓発プログラムの提供等は、集積された資料や蓄積された情報の価値を多くの人々と共有し、博物館が社会的役割を果たす上で、必要かつ有効であることが確認できました。このような社会背景の中で、博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨も踏まえながら、新たな役割、事業の展開をより一層推進していく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的、ねらいなど)
33	文化財の保存及び活用 (郷土博物館)	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。国史跡下布田遺跡整備事業では、令和9年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を進めます。
34	地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開 (郷土博物館、図書館)	郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることでつながっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。郷土博物館では、郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。また、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

4 点検・評価(CHECK) ※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (7ヶ年策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数	55,000人	51,292人	52,579人	46,033人	33,273人	34,300人	38,606人

評価結果 ()は計画期間を通じた総合評価結果		評価理由
A (A)	S 実施した取組において顕著な成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。)	○令和4年度については、郷土博物館では、下布田遺跡整備事業における基本設計や各種取組を行ったほか、他市との連携事業、多様な主体との共催事業など、新たな事業を展開した。実篤記念館では、年7回の展示事業の実施や授業に利用しやすい動画の公開、書籍の刊行などにより、地域ゆかりの著名人である実篤の多面的な魅力を広く発信した。図書館では、「マンガ家・つげ義春と調布」展や「映画のまち調布」の特色を生かした展示を行い、調布の魅力を広く発信した。これらの取組によって、市民が日常生活の拠点である地域に目を向け、その魅力に改めて気づくことができる機会を創出し、郷土愛の醸成と地域ゆかりの文化の保存と継承に寄与することができたため。また、成果指標については、感染症の影響により、目標値には達しなかったが、積極的な事業展開により前年度から入館者数を増加させることができたため。 ○計画期間中においては、感染症の影響があったが、郷土博物館、実篤記念館、図書館では、市民の学びを止めることの無いよう、感染拡大防止策及び事業の創意工夫を講じながら各種事業を継続した。また、それぞれの特徴を生かし、「ラクビーワールドカップ2019」や「東京2020大会」の機運醸成、「映画のまち調布」の特色を生かした事業を展開するとともに、調布市名誉市民水木しげる氏やつげ義春氏の作品など地域ゆかりの著名人の功績を生かした魅力発信を行った。これらの取組により、郷土愛の醸成と地域ゆかりの文化の保存と継承に寄与することができたため。
	A 実施した取組において予定した成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。)	
	B 実施した取組において一定程度の成果が得られた。(計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。)	
	C 実施した取組においてあまり成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。)	
	D 実施した取組において成果が得られなかった。(計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。)	

5 取組実績, 取組成果(DO)

No.	主要事業 (所管課)	前年度の振り返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	文化財の保存 及び活用 (郷土博物館)	<p>○史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡下布田遺跡整備事業では、下布田遺跡史跡整備市民ワークショップや国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会における意見交換、検討を重ね史跡公園及びガイダンス施設の基本設計を作成した。市民ワークショップでは、次年度に向けて、史跡の活用プログラムを検討した。 ・史跡下布田遺跡の周知啓発のため、文化財講演会、自然観察会を実施したほか、史跡内の維持管理としてヤギによる除草を導入し、期間中に環境学習イベントを開催するなど取組により史跡を広く周知した。また、下布田遺跡整備事業や市民ワークショップの取組を広く周知するため、「国史跡下布田遺跡整備ニュースター」を2回発行した。 ・史跡下布田遺跡を題材とした布田小学校4年生との学校連携事業の取組を継続した。また、下布田遺跡で試行したヤギ除草では、地元地区協議会、自治会、地域福祉コーディネーター、市民ボランティアの協力を得てチラシを近隣に配布し、地域交流の機会創出につながった。近隣小学校や住民への周知とともに、ヤギ除草については新聞にも取り上げられたため、下布田遺跡のPRにもつながった。 ・文化財保護審議会及び教育委員会における審議を経て、新たに深大寺所蔵の「黄檗版大般若波羅蜜多經」を市指定文化財に指定した。また、教育委員会からの文化庁への具申を経て、「旧佐橋家住宅主屋」及び「旧佐橋家住宅門」が国登録有形文化財として登録された。 ・調布市郷土芸能祭ばやし保存会との共催による「第63回調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」を3年ぶりに開催した。 ・白鳳仏の来歴に関する最新の学説を紹介する、調布市、狛江市、深大寺と共催の連続講演会・座談会「深大寺白鳳仏の来歴を探る」を開催した。 ・貴重な縄文遺跡を持つ多摩5市(調布市、東村山市、国分市、国立市、西東京市)で連携し、縄文の魅力・歴史的意義をPRし、地域振興及び広域観光の推進に努めることを目的に、スタンプラリーを実施した。 ・市内に2箇所所有する国指定史跡(下布田遺跡・深大寺城跡)の周知啓発のため、公民館巡回展示「国史跡下布田遺跡と深大寺城跡にいらしてみよう」を開催した。 <p>○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校3年生を対象とした郷土学習展館外授業(学芸員による出前授業)を18校、24回実施したほか、下布田遺跡における総合学習、遺跡の発掘現場への見学会、深大寺水車館の見学対応等を行った。また、新たに調布市に赴任した小・中学校教員を対象とした初任者研修の受け入れを行った。 ◆郷土学習展館外授業24回のうち、1回はオンラインを活用したりリモート授業を実施した。
34	地域ゆかりの 歴史・文化を 生かした事業 の展開 (郷土博物館、 図書館)	<p>○郷土の歴史・文化遺産、地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土博物館では、収蔵品展「調布ゆかりの美術～市川鏡娘・関野準一郎～」を開催し、調布ゆかりの木彫工芸作家の市川鏡娘氏と版画家の関野準一郎氏の作品を紹介した。関連事業では、ギャラリートークを開催した。 ・月見団子やしめ飾りづくりを親子で体験する「子どもはくぶつかん」事業のほか、武者小路実篤記念館や公民館などの市内施設を会場とした共催展示・普及事業を開催した。 ・郷土博物館公式ツイッターを活用し、郷土博物館の事業や活動、郷土の歴史・文化遺産に関する情報発信を行った。市公式YouTubeチャンネルに古写真を活用して制作した動画「調布今昔写真館 調布駅編」を公開した。 ◆郷土博物館では、開館時の入館者数の上限を引き続き40人とした。 ・図書館では、「地域」や「映画」にちなんだゆかりの資料を収集し、利用に供するとともに、保存のためのデジタル化を行った。また、館内では「水木しげる氏関連資料」を展示した。 ・調布市在住のマンガ家つげ義春氏の昨今の世界的評価の高まりや、これまでの功績と図書館所蔵の資料を広く紹介し、利用拡大につなげるため、「マンガ家・つげ義春と調布」展を実施。来場者7,058人と北ギャラリーでは過去にない入場者となった。関連事業としてつげ義春氏原作の「無能の人」の上映会を2回実施した。 ○「映画のまち調布 シネマフェスティバル2023」では、『出張！映画資料室「ポスターに見る日活・大映の宣伝」』の展示を行った。分館では上映作品の関連作品を集めてコラボ展示を行った。 ○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 ・武者小路実篤記念館では、春の特別展「人間萬歳一実篤と狂言」は、作品の生まれた背景等を掘り下げ、併せて実篤が「狂言」とよぶ喜劇作品を紹介した。秋の特別展では、「受け継がれてきたもの-武者小路家ゆかりの名品-」として武者小路家に受け継がれてきた貴重な作品・資料やご遺族のもとに残された作品、愛蔵品を紹介した。 ・学校との連携事業では、ホームページの「学習サポート」ページにおいて、授業に利用しやすい短い動画7本を公開した。 ・印刷物の発行では、『武者小路実篤名言集 生きるなり』を移動展にあわせて刊行し、全国各地から注文が多く寄せられる程に好評を得ることができた。 ○武者小路実篤記念館の維持管理・運営 ◆武者小路実篤記念館では、令和4年11月29日から令和5年3月3日まで外壁及び屋上防水等改修工事等の実施により臨時休館した。休館中には、たづくり展示室での移動展を開催した。また、講演会・講座等については、学習機会を損なわず提供できるように期間限定のYouTube配信や特別展のライブ配信を行った。

6 今後の方向性(ACTION)

No.	主要事業 (所管課)	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	文化財の保存 及び活用 (郷土博物館)	<p>○史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進</p> <p>○文化財の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録を推進する。 ・調布市郷土芸能祭ばやし保存大会の開催など、郷土芸能の保存・継承に取り組む。 ・東京文化財ウィークへの参画による文化財の公開機会の拡大に取り組むとともに、各種講演会等を実施する。 ・国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用の取組を推進する。 <p>○国史跡下布田遺跡の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国史跡下布田遺跡整備事業の推進 (①ハード面の取組：令和5年度は実施設計。令和6～8年度は史跡公園及びガイダンス施設の工事 ②ソフト面の取組：市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組(史跡を活用した事業の検討、実施)、地元小学校や地区協議会等と連携した地域の活力の向上に資する積極的な取り組みの展開、貴重な縄文遺跡を持つ多摩5市と連携したスタンプラリーの継続など)
34	地域ゆかりの 歴史・文化を 生かした事業 の展開 (郷土博物館、 図書館)	<p>○郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土博物館においては、郷土の歴史や文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、令和6年の開館50周年を記念する事業を実施する。また、開館から50年近く経過する中で、郷土博物館の在り方や方向性を整理する。 ・深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組を推進する。 ・多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業を推進する。 ・収蔵資料データベースの整備・公開、市公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報を発信する。 ◆引き続き感染症対策を行いながら、学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等、学校と連携した教育普及事業を実施する。 ・失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成を行う。 ・図書館においては、引き続き地域ゆかりの資料を収集・デジタル化し、各種テーマの展示で活用する。 ○武者小路実篤を中心とした事業の推進 ◆武者小路実篤記念館では、引き続き感染症対策を行いながら、対応緩和後の事業内容に創意工夫を図り、市民が良質な文化に触れることができるよう事業を展開する。 ・実篤研究の情報発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供する。 ・実篤記念館におけるホームページや独自アカウントによるツイッターを活用した積極的な情報発信を行う。 ・実篤記念館が持つデジタルデータを教材として活用するとともに、情報提供システムのリニューアルを検討する。 ・実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討を行う。 ・実篤記念館の維持管理・運営等(令和5年度は照明設備改修工事を実施)を行う。

5 点検・評価についての有識者からの意見

5 点検・評価についての有識者からの意見

令和5年7月20日（木）に点検・評価について、3人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお、意見書の内容は、有識者会議の時点における点検・評価の評価シート（案）に対する意見・指摘となっており、本書22ページから53ページにわたって記載している点検・評価の各シートは、本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

(1) 東京純心大学名誉教授 吉澤 良保

施策について

○総評

自他の生命（いのち）の尊厳や多様性のある個性を認め、その相手に対してリスペクトの気持ちを表現することができるような児童・生徒の育成を目標とし、国や東京都のガイドラインに沿いながら調布市独自の人権尊重教育関連の多様な施策（命を大切に作る教育、いじめの防止、様々な家庭環境にある児童・生徒への支援）が展開されており評価できる。また、コミュニティ・スクール制度の導入に向けた地域学校協働本部の市内全校配置、中学校学校選択制の取組など大所高所からの視点で検討されており評価できる。

○施策1 豊かな心の育成 について

「いのちと心の教育月間」での命の教育授業の実施、多様性を認め、相互に尊重し合うことができる教育活動の推進、いじめの防止と対応を標榜しその基盤となるリスペクト・アザースの具体的な指導と支援がなされており、市内の全児童・生徒に対して「防災教育」「救命講習」などが適切に実施されていることが確認できる。また、人権に配慮した教育活動、ESD、SDGsの側面からみた人権教育上の課題の洗い出しや研修を通して考える機会を設けた点は評価できる。「ふれあい月間」や「すこやか」などの関係機関と連携しいじめの防止と予防を展開している。小学校5年生、中学校各学年では継続的に体験活動を実施し、規律性、社会性等を育成するほか、中学校2年生は職場体験を通してSDGsを実践している。

○施策2 確かな学力の育成 について

小学校高学年への教科担任制の導入や市内の小・中学校におけるICT環境の整備充実が図られる中で、各児童・生徒が端末を活用した「個別最適な学び」や「協働的な学び」が徐々にではあるが実現してきている。今後はICT支援員による研修や各学校の成功事例の共有による教員のICT機器活用能力の向上が期待される。また、学校司書による図書購入、人員配置をより充実させ、小・中学校が連携して実施する読み聞かせ活動等を計画し、児童・生徒が活字に親しみ

前向きで意欲的な読書活動を展開されることを期待する。

○施策3 健やかな体の育成 について

プロアスリートによる「小・中学生走り方教室」を開催し、T o k y oスポーツライフ推進指定地区としての体育・健康関連の取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、体育科授業の指導力向上を目指す教員研修を実施し、チームワークや連携・協力する意識の醸成に努めた点は評価できる。また、プロアスリートの「走・跳・投」の実技研修では授業に活用可能な指導法のアドバイスを受けるなど、有意義な点が多く確認されたことは評価できる。市と共催の「食育の推進」では、「ローカル5G」を活用した新しい農業技術の活用による地産地消のトマトを学校給食に使用するなどしている。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

東京学芸大学と連携して継続的に実施している不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCHにおけるメンタルフレンド、テラコヤスイッチ、学校に行きづらい子どもの保護者の集いについては評価できる。加えて、小学生対象の適応指導教室「太陽の子」や分教室型の文部科学省の不登校特例校である「第七中学校はしうち教室」など不登校傾向の子どもたちが自己存在感を味わうことが可能な「居場所づくり」を積極的に行っており、期待される事業を多く展開している。

また、スクールカウンセラーによる小学5年生、中学1年生の全児童・生徒に対する面接の実施や、ソーシャルワーカーを加えた形態での多様な家庭環境下にある児童・生徒への支援体制の整備や特別支援教育の充実を図っている。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

学校の管理職、教職員を対象に、コミュニティ・スクール制度の導入を目指す研修会にした取組が継続的に開催されるなかで、小・中学校全校に地域学校協働本部が設置され、理解促進の機運が醸成されつつあることは地域学校協働本部事業における統括コーディネーターの配置をみても確認できる点である。今後はモデル校を選定し、検証を通して、持続可能な市独自のコミュニティ・スクールの研究実践が待たれる。

加えて、学校における働き方改革（学習支援員、副校長補佐、中学校での部活動指導員の配置）が推進されている点は評価できる。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

学校給食における食物アレルギー事故防止対策として食物アレルギー専門員（管理栄養士）を継続して配置している。また、市内の二つの小学校の給食室改修工事に際して食物アレルギー対応専用調理室の整備、備品や消耗品の更新を行うほか、防犯カメラの設置場所の増設、啓発用巻き看板を通学路に新たに設置するなどしている。

○施策7 学校施設整備の推進 について

若葉小学校，第四中学校，図書館若葉分館の一体型施設整備が「調布市公共施設マネジメント計画」や「調布市学校施設整備方針」に基づき推進されている。また，老朽化対策として避難所機能の整備を含む体育館の改修，不足教室対策としての校舎増改築や普通教室の整備が，市の公共施設等総合管理計画による複合化の視点から実施されており評価できる。

○施策8 青少年の育成 について

約50年間にわたり継続して地域で活躍できるリーダー養成を実践している。なかでも，小学生対象のジュニアサブリーダー講習会，中学生対象のジュニアリーダー講習会，高校生対象のシニアリーダー講習会とレクリエーション講習会は評価できる。また，社会教育情報紙「コラボ」の発行や集団での宿泊生活を通して少年の心身の健全育成をはかる「ハケ岳少年自然の家」の維持管理・運営を適切に行っている。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

公民館と図書館に対する満足度がコロナ渦にあっても令和4年度の目標値を上回る評価が出ている。公民館担当者が各種の媒体を活用して，公民館事業に参加し，仲間づくりの楽しさと生きがいを発見し，日常生活のプラットフォームを認識し，さらには住民同士での共同学習や相互学習を通して，地域の魅力を再発見し，日常生活の充実を図る，という公民館活動の精神が浸透していることが確認できる。そして，障害のある方の社会生活支援として「遊 i n g」「杉の木教室」「のびのびサークル」のボランティアスタッフの充実を図るための市報や調布FMによる広報が継続して行われている。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

縄文遺跡を有する多摩地区の5市が連携して，その魅力や歴史的価値と意義をPRし，地域振興と広域観光の推進をはかるスタンプラリーの開催や，市内2か所の遺跡・城跡の周知啓発のための公民館巡回展示など工夫している。

(2) 白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授 神永 典郎

施策について

○総評

調布市教育プランの実施期間における調布市教育委員会の施策の実施状況について、調布市教育プランの10施策・34事業に基づき振り返っていただいた。令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながらの事業推進であったため、各所管部署におかれては、より有効な事業実施方法を探りながら目指す成果に向けて工夫や努力に取り組み、その結果について真摯に点検・評価してご報告いただいたことに、まず感謝申し上げたい。

令和4年度は、特にコロナ禍により制限された事業や体験の場について、その影響が最小限となるよう代替措置も含めて工夫して組んでいただいた。その中でもGIGAスクール構想への取組は、機器整備から情報通信環境の整備へと移り、それらを踏まえた教育方法や教員の働き方等、新たな改善の方向性を見定めながら努力し取り組んでいただいた。また、実施期間を通しての点検・評価では、当初の基準値を上回る結果を得ることができたことは大いに評価することができるとともに、そのご努力に感謝申し上げたい。しかし一方で、実施期間中の令和2年から4年の3年間にわたってコロナ禍が市民生活に与えた影響、特に目に見えない形で児童・生徒の心身に与えた影響は、今後様々な課題を残していくことが考えられる。そのようなことも念頭に置き配慮しながら、今後の事業実施について具体的な改善を図り、児童・生徒や市民のための学びの場をより豊かなものにして行けるよう取り組んでいっていただきたい。

○施策1 豊かな心の育成 について

コロナ禍にあって、互いを尊重し認め合うことを学ぶ機会が持てずにいた期間が長く続いた。そのことから、いじめの機序となる個の内面に抱える課題を受け止める相談的な関わりが重要になってきている。施策4とも関連して、課題を内面に抱えている児童・生徒への対応に力を注いでいっていただきたい。また、態度の形成に関わる内容については、課題を自分事として受け止めた学習の展開が求められる。そのためにも、学校・学級が安心して話し合える居場所として機能するよう支援してほしい。

市として「命」の授業や「防災教育の日」、SOSの出し方教育、救命講習等の命の教育の推進について力を入れて取り組んできたことは評価できる。人権や道徳等、態度の形成に関わる内容も含め、これらの学習においては、内容を自分事の課題として受け止めていくことが大切である。そのためには、学校・学級生活が安心して話し合える居場所となっている必要がある。そのような姿勢を大切にされた学校体制にしていけるよう支援してほしい。

○施策2 確かな学力の育成 について

一人一台端末の活用は、長期欠席等の児童・生徒に対する学習保障についての活用はもちろん、「個別最適な学び」や「協働的な学び」において、どのように活用していくかが課題となる。指導に生かす工夫や効果的な活用については、まだまだこれからなので、教員が積極的に取り組んでいけるよう活用を支援する体制を充実させていってほしい。

今後の社会では、答えが一つではない課題や想定外の問題に対して、既存の知識を総動員して考え、粘り強く取り組み、困難を乗り越えていこうと探究的に取り組むことができる力（非認知的能力）の育成が求められている。その観点から、各学校では総合的な学習の時間への取組に重点を置く等、各教科の学びが活用され、相乗的に効果が得られるようカリキュラム・マネジメントに力を入れて取り組んでいってほしい。また、地域学校協働本部による学校の支援は、児童・生徒の学習が社会に開かれた教育課程の実現に向けてコーディネート機能を果たすことができるよう展開していってほしい。

幼児期からの子供の学びの連続性を生かし、学びの質を高めるためにも、幼保小連携・小中連携は重要である。この連携は、幼児期に培われ、「学び」の基礎（非認知的能力）を小中学校の各教科等の学び（認知的能力）につなぎ、主体的に学びに取り組む態度を育成していく上でも重要である。連携に取り組む委員会では、これらの資質・能力の育成について十分な理解を図れるよう取り組んでいってほしい。

○施策3 健やかな体の育成 について

本市で継続的に取り組んでいる「一校一取組・一学級一実践」は、体力増進に向けた特色ある取組として継続して取り組んでいきたい。その際、各校で実態に応じた体力向上目標と結び付けた創意ある取組ができるよう支援していってほしい。また、自らの体力・健康増進のためにスポーツに取り組もうとする意欲や習慣につながるよう、運動に親しむ機会の確保に努めていってほしい。

中学校の部活動の外部指導員の活用については、生徒への教育的配慮が損なわれることがないよう取り組むとともに、教員の働き方改革の点からも継続して推進していただきたい。

食育の推進については、生涯に渡る健康の維持増進においても大切で、栄養教諭の力を生かしながらその充実を注いでいってほしい。また、施策6との関連を図りながら教員の食物アレルギーに関する研修等が形骸化することがないように取り組んでいってほしい。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

本市において特別支援教育、不登校児童・生徒支援、個に応じたきめ細かな教育相談、様々な家庭環境にある児童・生徒への対応について、課題を抱える児童・

生徒のニーズに応じた支援となるよう各方面との連携を図って取り組んでいただいていることに敬意を表したい。特に、「指導」と「支援」の両方の言葉が混在する中、その子にとってよりよい成長につながるよう見直しながら、個別最適な支援を実現することができるよう取り組んでほしい。

不登校の児童・生徒の支援においては、国の「魅力ある学校づくり調査研究事業」を受けたり、大学と連携して大学生・大学院生によるメンタルフレンド等による支援をおこなったりする等、その子に寄り添った支援が充実していることは大いに評価できる。今後もそのような支援体制を維持・発展させ、市全体にその成果を普及していけるよう取り組んでほしい。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

目標である地域学校協働本部の全校設置を完了し、さらにコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けて準備に入っており、社会に開かれた教育課程の実現に向けて着実に進められていることに感謝したい。また、各学校における地域学校協働本部が機能を発揮できるように市教委において統括コーディネーターを置き、学校の必要な協働体制を構築して行けるよう進めていることは評価できる。今後のコミュニティ・スクールの導入においても、各学校が円滑に進めることができるよう支援してほしい。

「学校の働き方改革の推進」については、地域学校協働本部の協力も得ながら、スクール・サポーターや副校長補佐等の人的支援もおこなわれ、部活動指導員や学校徴収金管理の外部委託等、予算的裏付けをもって取り組まれていることは大いに評価できる。校務の情報化とも合わせて、さらなる教員の業務負担の軽減に向けての取組を推進してほしい。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

学校が安全・安心な場所であることは、子どもを学校に通わせる保護者共通の願いであり、市民の関心が高い事項である。また、改定した「食物アレルギー対応マニュアル」等を活用し、本市で発生した食物アレルギー事故の教訓を風化させることなく継続して取り組んでいけるようにしてほしい。

生活安全・交通安全・災害安全の推進に当たっては、児童・生徒が自分で自分の身を守る行動を取れるよう、実践的な場面に即した学習を行うことも求められていることから、より効果的な方法を検討し、実践的に取り組んでほしい。なお、危険箇所の確認や防犯カメラの設置等については、安全確保の観点から継続した点検等をおこない、適切な安全管理に努めてほしい。

○施策7 学校施設整備の推進 について

学校施設整備の推進は、学習環境面から児童・生徒が学びに向かう意欲に大きな影響を及ぼすとともに、安全・安心な学校生活の確保にとっても重要である。その点から、学校施設整備方針に基づき計画的に整備に取り組み、設定した目標

を確実に達成されていることに感謝したい。

本市では、今後も児童・生徒数の増加が見込まれる中、児童・生徒がより良い学校環境の中で学習に取り組めるよう、不足教室への対応に努めていってほしい。また、必要な予算の確保とともに、計画的な整備を確実に進められるよう取り組んでいってほしい。

○施策8 青少年の育成 について

本市の特徴的な取組である中・高生の地域活動のリーダー育成講習が実施できる状況になったことは嬉しいことである。これらの事業を維持しながらも、その内容を検討すると、これまでの事業は学校教育の外側で取り組まれるものが中心であった。しかしながら、令和4年度から全面実施の高等学校の新学習指導要領においては、「総合的な探究の時間」の実施に伴い、地域貢献を目指した探究課題に取り組み、地域の機関と連携した活動を展開していく学習等が目指されている。また山梨県などにおいては市町村が連携し、そのような地元高校生が交流できるような場を設けてつなげていく活動も実施されている。各地にそのような好事例も生まれてきているので、二十歳のつどいの企画だけでなく、高校生など若者のアイデアを生かし、地域を対象として課題解決に取り組み、自己効力感を高めて社会の一員としての自覚を持つことができるような取り組みを創り出すことはできないだろうか。

二十歳のつどいは人生の節目を確認する行事として大切であるが、特に、18歳選挙権となったことも鑑み、主権者意識を高め、社会の一員として役割を担い手応えを感じられるような活動への取組を拡充していきたい。地域の活性化やまちづくりに取り組むNPO等との連携も視野に入れながら、高校生が活躍できる場を創り出すことができるような新たな取り組みを検討していってほしい。高校生に限らず、若い世代を元気にし、その活力を生かして行けるような取組を検討していってほしい。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

コロナ禍の中、感染防止に配慮しながら多くの事業を実施に向けて工夫しながら進められてきたことに感謝したい。

人生100年時代を迎え、生涯学習の機会の確保とその支援はますます重要となっている。そのため、関係する支援団体等との連携を図り、十分な支援をおこなっていけるよう取り組んでいってほしい。また、各年代の市民のニーズに応じた学習の機会や場の提供等、継続して支援していってほしい。加えて、障害のある方の学校を出てからの支援や学習機会の確保も重要である。

これらの観点から、市民が地域のよさや課題を再認識することにつながる公民館活動の推進や、地域の学習拠点としての図書館の役割や機能が果たせるよう取り組んでいってほしい。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

地域ゆかりの文化を大切にすることや著名人を知ることなど、市民にとって自分たちの住む地域に親しみを持ち、調布市民として誇りや愛着をもつことにつながることになる。そのような観点から、郷土博物館、実篤記念館、図書館等で展示等の企画をされて市民に公開されていることに感謝したい。また、コロナ禍により成果目標に掲げた入館者数は達成できなかったものの、感染防止に配慮しつつ工夫をした新たな方法による取組を実施されてきたことにも謝意を表したい。

今後も市民の学習に地域の博物館・記念館・図書館として果たす役割や情報発信の方法について検討しながら、よりよい方法で計画・実施できるよう取り組んでいていただきたい。また、収蔵資料のデジタル化やそれらを利用するためのシステムの構築等、時代や技術の進歩に応じた利便性の高い新たな方法も検討してほしい。

(3) 帝京大学教育学部初等教育学科教授 赤堀 博行

施策について

○総評

令和4年度の各事業は、新型コロナウイルス感染症対策を配慮しながら実施したものである。前年度の事業実施と比較して、各事業とも実施規模の拡充、開催方法の工夫、内容の改善・充実などが図られており、相当程度の成果が得られている。

「命を大切にする教育」は、学校教育においては教育活動全体を通して、横断的に行うことが求められるところであるが、他の施策の体力向上への支援、食育の推進、食物アレルギー対策の推進、安全教育の推進、児童・生徒の安全確保の推進、安心・安全で快適な教育環境の整備などにも関わるものである。また、公民館活動の視点にもなっている「暮らしと地域の魅力・課題の再認識」についても、児童・生徒の地域に根差した体験活動の推進や、地域の特性を生かしたオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組、地場農産物を活用した食育の推進などとの関わりが考えられる。それぞれの事業は担当課などが中心となって熱心に展開しているところであるが、実施に当たっては相互交流を図るなどして、多面的・多角的な工夫を凝らすことも考えたい。

○施策1 豊かな心の育成 について

命を大切にする教育の推進について、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料（令和4年）においては、児童・生徒の自殺者数が初めて500名を超えたとしている。生命はかけがえのないものであり、何よりも尊重されなければならない。各方面では、自殺防止に向けた取組を行っているところである。本市においては、「命の教育」から「生命を大切にする教育」と具体化して、生命を尊重しようとする心情や態度など内面的資質の養成とともに、SOSの出し方、救命研修といった生命を救うための具体的な行動の定着など、遺漏なく生命を大切にする教育を計画・実行していることは意義深い。

性自認や性的指向などの人権課題の解決が求められる中、本市はこれまで一貫して人権教育を課題として様々な事業を展開している。特に、人権教育を学校の教育活動全体で展開する重要性を鑑みて、全体計画及び年間指導計画に基づいた具体的な教育活動を求めていることは評価できる。また、人権教育に関わる教員の指導力を高める研修会の実施も周到に行っている。

いじめはどこの学校でも起こるとする危機感をもって、発生の未然防止、早期発見、早期対応を意図した校内研修の推進、相談体制の整備に尽力していることは評価できる。「いじめはどんな理由があってもいけないこと」と理解できていない児童・生徒に対しては、個別指導を行い、いじめの問題点を確実に理解させるようにしたいところである。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことから道徳授業地区公開講座は、感染対策を講じた上で対面で行うことが求められる。また、同事業は、東京都教育委員会の事業ではあるが、市が推進している事業の一層の推進を期して、生命尊重や人権尊重などのテーマを設定して、各学校にこれらに関する授業の実施を促すとともに、これらのテーマで懇談会を行うなどの工夫も行いたい。

コロナ禍で実施できなかった中学校の職場体験活動について、その意義を踏まえてオンライン・電話などの方法を工夫して行ったことは望ましいことである。集団宿泊活動は計画的に行うこととしているが、市内の自然や文化財などを活用した体験活動を各学校で工夫していることが考えられるため、担当課がこれらの交流を促し、各学校の豊かな体験活動を推進するようにしたい。

○施策2 確かな学力の育成 について

個別最適な学びの大前提である児童・生徒の学習内容の理解や習熟の程度の把握について、学校訪問の機会に指導・助言を行いたい。このことは、学習評価の充実にもつながることである。

小学校と中学校との連携については、特別活動を中心として行うものとして、各学校で具体的に展開しているキャリア・パスポートを生かすことも考えたい。キャリア・パスポートは小学校から高等学校を通じて活用するものとしているが、幼児教育と小学校との接続についても市独自にキャリア・パスポートの活用を工夫することも考えられる。このことについては、私立幼稚園の理解を得るなどの必要がある。

これまでのICT活用の実態を把握して、今後の教育の情報化推進計画を作成したことは適切である。また、ICT活用の推進には、環境整備が重要であることを基本として、プロジェクタの設置、通信環境の改善を行ったことは評価できる。各学校においては、各教科等の指導においてICT機器、アプリケーションなどの活用を行っていることから、推進委員会における交流の推進を期待したい。

ALTの活用によるグローバルな人材育成を、より具体的につなげたのかを明示するとよい。オリンピック・パラリンピック教育で身に付けさせたい5つの資質は、主体性のある日本人として備えておきたいものと考えられる。このことを重視して、各学校の特色ある教育活動の推進を図ったことは評価できる。

市の読書活動推進計画に基づいて学校図書館、市立図書館の運営及び連携を地道に行っていることは重要である。

○施策3 健やかな体の育成 について

学校体育が心身の健全な発達を促し、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要であることを踏まえて、アスリートやスポーツクラブなどの協力を得た出前授業や、教員の指導力向上に資する実技研修を実施したことは評価すべ

きことである。

学習指導要領の総則に示され、教育活動全体で推進することとされている食育を、継続的に主要事業に位置付けて、全小・中学校が全体計画や年間指導計画を作成していることは意義深い。また、農家の見学や地場農産物を活用した学習活動の展開は、食に関わる知見の獲得とともに、地域の一員としての自覚や誇りを養うことにもつながるものである。また、アレルギー対策を周到に行っていることは重要である。さらに、食育講演会や親子料理教室の動画配信は、家庭における食育の推進、充実に資するものといえる。

○施策4 個に応じたきめ細かな支援 について

小・中学校においては、通常の学級において、発達障害のある児童・生徒をはじめ、様々な障害のある児童・生徒が在籍しており、それらの児童・生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。本市においては、特別支援教育の充実を期して、外部機関との連携を図るなどして、多様な事業を展開している。特に、調布特別支援学校との連携によるケース会議や研修会の実施は興味深い。ICT環境の整備・活用と相まって、デイジー教科書のより一層の利用を期待したいところである。

令和3年度の文部科学省の児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、不登校の児童・生徒数は過去最高で、小学校では77人に1人、中学校では20人に1人となっている。これらの児童・生徒の支援として、多様な事業を展開していることは適切である。一方で、不登校の理由は多様であり、児童・生徒によって異なるが、調査結果の不登校の要因のほぼ半数が、本人に係る状況の無気力、不安であるため、施策5の魅力ある学校づくりとの関連で対応を考えることも方法である。

教育相談については、多様な相談体制が整備されるとともに、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の活用等、周到な教育相談が行われている。

ヤングケアラーが社会問題化する中で、家庭環境の把握、具体的な支援体制の整備を推進していることは評価できる。教員の児童・生徒の実態把握、家庭環境の把握などの力量を高める研修の実施、指導資料の作成なども期待したいところである。

○施策5 魅力ある学校づくりの推進 について

「社会に開かれた教育課程」の編成・実施に向けて、コミュニティ・スクールの運営は重要である。そのためには、学校管理職や地域コーディネーターの運営力の向上が必要になるが、指導室による具体的な指導・助言が有効に働いていることがうかがえる。また、文部科学省や東京都教育委員会との連携を図っていることは有効である。

各小・中学校が特色ある教育活動の推進に資するために、推進交付金を交付していることは意義深い。各小・中学校の特色ある教育活動の教育課程上の位置付けや、教育活動の実施に伴う成果と課題を検証し公表することも考えたい。これらの公表を、例えば中学校の学校選択の判断材料として生かせるようにすることも重要であろう。

各学校の授業改善は、児童・生徒の資質・能力を育成する上で必要不可欠である。教師の授業力向上だけでなく、人権教育に関わる研修を行ったことは興味深い。一方で、施策1の豊かな心の育成における人権教育の推進との関係性を再考することも考えたい。また、可能であれば、指導室による学校訪問や指導・助言の量的な実績も明示するとよい。

長時間勤務によりストレスを感じている教員に対して、適切な対応が行われている。また、副校長へのサポートなどの配慮がなされていることは適切である。さらに、働き方改革プランの改訂も周到に行われている。

○施策6 安全・安心な学校づくりの推進 について

新たなアレルギーが報告される中で、食物アレルギー事故防止対策を最重要視して、アレルギー対応マニュアルの改訂を行ったことは意義深い。また、関係機関との密接な連携を図っていることは重要である。さらに、本市の食物アレルギーに関わる経験や知見を、国や他の自治体に波及させたことは、非常によい取組といえる。

児童・生徒の生命及び健康を保持し、日常生活における安全確保と安全で安心な社会づくりに参画できる資質や能力を養うために、安全教育の推進は重要である。本市では、施策1の豊かな心の育成における生命を大切にする教育の推進を基にした、多様な安全教育が行われている。自然災害への対応が我が国の喫緊の課題になっているところであるが、安全教育を「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」を基に整理することも方法である。児童・生徒の安全確保のための環境整備は周到に行われている。

○施策7 学校施設整備の推進 について

文教施設の集約化・複合化が全国的に散見される中で、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備は興味深い。また、学級編制の標準の引き下げを視野に入れた、不足教室への具体的な対応は重要なことである。さらに、児童・生徒の安全で安心な教育環境の整備のために、計画的に改修工事を実施したことは適切である。

○施策8 青少年の育成 について

家庭教育セミナーへの支援手続きや、社会教育情報誌の作成・配布について工夫がみられた。リーダー養成講習会についても、登録者数が増加しており、事業に対する努力がうかがえる。また、青少年交流館の利用者数も増加しており、市

民の活動の活性化が感じられる。調布っ子“夢”発表会も今後の充実が期待できそうである。

○施策9 生涯学習社会への対応 について

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、利用延べ日数が前年の5倍、延べ利用者数が4倍となったことは、総合開放運営連絡会のハイブリット開催を行ったことなどの成果と考えられる。社会教育関係登録団体や公民館登録団体等への支援を綿密に行ったことで、市民の活動が活性化したことがうかがえる。

障がいのある人々の社会参加のための取組である遊ingや杉の木青年教室、のびのびサークルの取組を感染防止対策を周到に行った上で実施したことは、ノーマライゼーションの推進に寄与するものと考えられる。

地域コミュニティの活性化に向けた公民館活動は、各公民館の創意工夫がみられ、地域の魅力や課題の再認識に資することができたものと思われる。また、それぞれの地域文化祭は、各公民館の持ち味を生かしたものとなったことがうかがえる。公民館相互の交流を図り、より一層の充実を期待したいところである。

子どもの読書活動の推進は、確かな学力の定着や豊かな人間性を育むことにつながるものである。学校との連携を図りながら、第4次調布市子ども読書活動推進計画を実行することを期待したい。子どもとともに市民に対する多様なサービスも、心配りを感じられるものと言える。また、スマートフォンやタブレットなどの普及による、電子書籍の利用を視野に入れた電子図書館の導入の検討は時宜を得たものと言える。

○施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承 について

下布田遺跡の保全・保護啓発について、史跡活用に向けたプログラム検討を市民ワークショップとして行ったことは興味深い。下布田遺跡や深大寺城址の意義を、市民ボランティアなどの協力を得て、より一層の啓発活動を推進することを期待したい。また、小・中学校の社会科や総合的な学習の時間などにこれらの文化財を生かすことが、郷土の一員としての自覚や郷土愛を養う上で効果的である。

調布市にゆかりがある我が国を代表する文化人などを取り上げた事業を、多様に展開できたことは意義深い。またこれらの人物を通して、多くの子どもたちが、市の文化に親しみや誇りをもてるような事業、全国に調布市の文化を発信する事業を展開することを期待したいところである。

6 資料編

(1) 教育プラン（令和5年度～令和8年度）施策体系（施策，主要事業，主管課）



(※1) 全国学力・学習状況調査 (※2) 全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて，自分で考え，自分から取り組んでいたと思いますか」，「自分の考えを発表する機会では，自分の考えがうまく伝わるよう，資料や文章，話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値

プラン		
成果指標・目標値		
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合（※1）	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合（※2）	小学校 7pt 中学校 7pt 小学校 90.0% 中学校 90.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】	東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合（※3）	東京都の平均値を上回る （小学校・中学校） 小学校（男・女） 75.0% 中学校（男・女） 70.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課、教育総務課】	コミュニティ・スクールの導入校数	28校 （市立小・中学校全校）
【学務課、指導室】 【教育総務課、指導室】 【学務課、社会教育課、教育総務課、指導室】	調布市防災教育の日の参加者数	30,000人
【教育総務課】 【教育総務課】 【教育総務課】	耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100%（102/102棟） 外壁 100%（102/102棟） 受変電設備 100%（28/28棟）
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサプリーダー講習会の修了証授与者数	360人
【社会教育課、公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（図書館・公民館）の満足度（※4）	図書館 85.0% 公民館 80.0%
【郷土博物館】 【郷土博物館、図書館】	郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000人

（※3）全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※4）調布市民意識調査

(2) 教育委員会会議開催状況（令和4年度）

開催月日	会議名	議 事	結 果
令和4年 4月22日	第4回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時代理の承認について(押印を求める手続きの見直し等のための調布市教育委員会規則の整備に関する規則) ・ 臨時代理の承認について(押印を求める手続きの見直し等のための調布市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令) ・ 調布市文化財の指定解除について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年第1回調布市議会定例会について ・ 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 調布市立若葉小学校・第四中学校及び図書館若葉分館施設整備基本構想について ・ 令和4年度の児童・生徒数について ・ 調布市立小・中学校の臨時休業について ・ 「調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル」の改訂について ・ 令和4年3月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 令和4年度調布市立学校における教育課程の特色について ・ 令和2・3年度魅力ある学校づくり調査研究事業の報告について ・ 令和3年度調布市立中学校における総合学力調査の結果(英語)について ・ 令和3年度教育相談所事業報告について ・ 令和3年度学校に行きづらい子どもの保護者の集い報告について ・ 令和3年度調布市公民館事業報告について ・ 令和3年度調布市立図書館事業報告について ・ 令和3年度調布市郷土博物館事業報告について ・ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーの活動状況報告について ・ 令和3年度教育相談所利用状況報告(10月～3月分)について ・ 令和3年度スクールカウンセラーの活動状況報告について ・ 令和3年度社会教育委員の会議(1月～3月分)について ・ 令和3年度調布市八ヶ岳少年自然の家使用状況報告について ・ 令和3年度調布市青少年交流館使用状況報告について ・ 令和3年度調布市公民館運営審議会(1月～3月分)について ・ 令和3年度調布市文化財保護審議会(1月～3月分)について 	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
5月13日	第3回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年第2回調布市議会定例会提出案件について 	可 決

		(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度「調布市八ヶ岳少年自然の家」の指定管理者事業報告書について 調布市立図書館染地分館の臨時休館について 	— —
5月27日	第5回 定例会	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 臨時代理の承認について(調布市立図書館条例施行規則の一部改正) (協議題) <ul style="list-style-type: none"> 調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)について (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度「調布市防災教育の日」の実施結果(概要)について 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立小・中学校の臨時休業について 令和4年4月における市内小・中学校の事故等の報告について 調布市郷土博物館の臨時休館について 	可 決 — — — —
6月24日	第6回 定例会	(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立小・中学校の臨時休業について 令和4年5月における市内小・中学校の事故等の報告について 調布市立図書館臨時休館日程の改定について 	— — — —
7月22日	第7回 定例会	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 臨時代理の承認について(調布市立図書館協議会委員の解職について) 臨時代理の承認について(調布市立図書館協議会委員の委嘱について) 令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について (協議題) <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について (報告事項) <ul style="list-style-type: none"> 令和4年第2回調布市議会定例会について 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立小・中学校の臨時休業について 令和4年6月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度調布市社会教育委員の会議(4月～6月分)について 令和4年度調布市公民館運営審議会(4月～6月分)について 令和3年度調布市立図書館協議会(1月～3月分)及び令和4年度調布市立図書館協議会(4月～6月分)について 	可 決 可 決 可 決 — — — — — — —

		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度調布市文化財保護審議会(4月～6月分)について 	—
8月15日	第8回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和3年度振返り)(案)について 令和4年第3回調布市議会定例会提出案件について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 夏休みにおける児童・生徒の感染状況について 令和4年7月における市内小・中学校の事故等の報告について 「旧佐橋家住宅」の国登録有形文化財への登録について 令和4年度 調布市防災教育の日 実施結果報告書について 	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
9月30日	第9回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 調布市教育委員会教育長職務代理者の権限に属する事務の委任等に関する規則の制定について 臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について) <p>(協議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度(令和5年1月)以降の調布市成人式の名称について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立学校における新規感染者数・臨時休業状況(新型コロナウイルス感染症)について 令和4年8月における市内小・中学校の事故等の報告について 不登校児童・生徒への訪問型学習支援事業の実施について 	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
10月20日	第10回 定例会	<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年第3回調布市議会定例会について 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 令和4年度調布市教育人口等推計の概要について 調布市立学校における新規感染者数・臨時休業の状況(新型コロナウイルス感染症)について 調布市立国領小学校給食室の改修工事に伴う学校給食調理業務等の事業者選定について 令和4年9月における市内小・中学校の事故等の報告について 不登校児童・生徒への支援の充実について 調布市八ヶ岳少年自然の家の臨時休業について 調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育相談所利用状況報告(4月～9月分)について 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度調布市社会教育委員の会議(7月～9月分)について ・ 令和4年度調布市立小学校プール開放実績報告について ・ 令和4年度調布市公民館運営審議会(7月～9月分)について ・ 令和4年度調布市立図書館協議会(7月～9月分)について ・ 令和4年度調布市文化財保護審議会(7月～9月分)について 	— — — — —
11月14日	第4回 臨時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時代理の承認について(令和4年第4回調布市議会定例会提出案件について) <p>(協議題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市立学校の用地取得について ・ 調布市社会教育計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について ・ 調布市教育プラン(素案)に係るパブリック・コメントの実施について ・ 調布市立学校における教育の情報化推進計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について ・ 第2期調布市特別支援教育推進計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について ・ 第4次調布市子ども読書活動推進計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について 	可 決 — — — — —
11月25日	第11回 定例会	<p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 調布市立学校における臨時休業の状況, 新型コロナウイルス感染症新規感染者数について ・ 調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみの発行について ・ 令和4年10月における市内小・中学校の事故等の報告について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度調布市「いのちと心の教育月間」の取組について 	— — — — —
12月23日	第12回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市教育委員会教育目標及び基本方針について ・ 臨時代理の承認について(東京都公立学校副校長の人事について) ・ 調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 ・ 調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則 <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・ 調布市立学校における臨時休業の状況, 新型コロナウイルス感染症新規感染者数について ・ 令和4年11月における市内小・中学校の事故等の報告について ・ 小中連携教育の充実について ・ 令和3年度調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等 	可 決 可 決 可 決 可 決 — — — — —

		<p>の調査報告について (諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度地域運動会実施報告について 令和4年度調布っ子“夢”発表会実施報告について 	<p>—</p> <p>—</p>
令和5年 1月27日	第1回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市教育委員会表彰について <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年第4回調布市議会定例会について 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立学校における臨時休業の状況、新型コロナウイルス感染症新規感染者数について 令和4年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について 令和4年12月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和4年度全国学力・学習状況調査における調布市の結果について <p>(諸報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度調布市社会教育委員の会議(10月～12月分)について 令和5年調布市二十歳のつどい実施結果について 令和4年度調布市公民館運営審議会(10月～12月分)について 令和4年度調布市立図書館協議会(10月～12月分)について 令和4年度調布市文化財保護審議会(10月～12月分)について 	<p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
2月6日	第1回臨 時会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年第1回調布市議会定例会提出案件について 	<p>可 決</p>
2月24日	第2回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調布市教育委員会表彰について 調布市教育プラン(案)について 調布市立学校における教育の情報化推進計画(案)について 調布市立学校における働き方改革プラン(案)について 第2期調布市特別支援教育推進計画(案)について 調布市社会教育計画(案)について 第4次調布市子ども読書活動推進計画(案)について 調布市文化財の指定について 臨時代理の承認について(東京都公立学校校長・副校長の人事について) 臨時代理の承認について(東京都公立学校教員の人事について) <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立学校における臨時休業の状況、新型コロナウイルス感染症新規感染者数について 令和5年1月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和4年度児童・生徒の学力向上を図るための調査における調布 	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

		<p>市の結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度調布市立中学校総合学力調査結果について 令和4年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査(東京都)について 令和5年度調布市立図書館の臨時休館について 	—	—	—																											
3月30日	第3回 定例会	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時代理の承認について(調布市教育委員会表彰について) 調布市教育委員会が管理する保有個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則 調布市教育委員会が管理する保有特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 調布市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令 調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令 調布市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則 調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令 令和5年度調布市教育相談所事業計画(案)について 令和5年度調布市公民館事業計画(案)について 令和5年度調布市立図書館事業計画(案)について 令和5年度調布市郷土博物館事業計画(案)について 調布市文化財保護審議会委員の委嘱について 調布市文化財保護審議会臨時委員の委嘱について 臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について) <p>(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について 調布市立学校における臨時休業の状況, 新型コロナウイルス感染症新規感染者数について 令和5年2月における市内小・中学校の事故等の報告について 令和4年度調布市教育シンポジウムの報告について 令和6年度使用調布市立小学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択について 国史跡下布田遺跡整備基本設計について 令和5年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案)について 	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	可	決	—	—	—	—	—	—

(3) 教育委員会事務局の概要（令和4年度）

令和4年度当初の職員数，当初予算額，組織体系図は以下のとおり

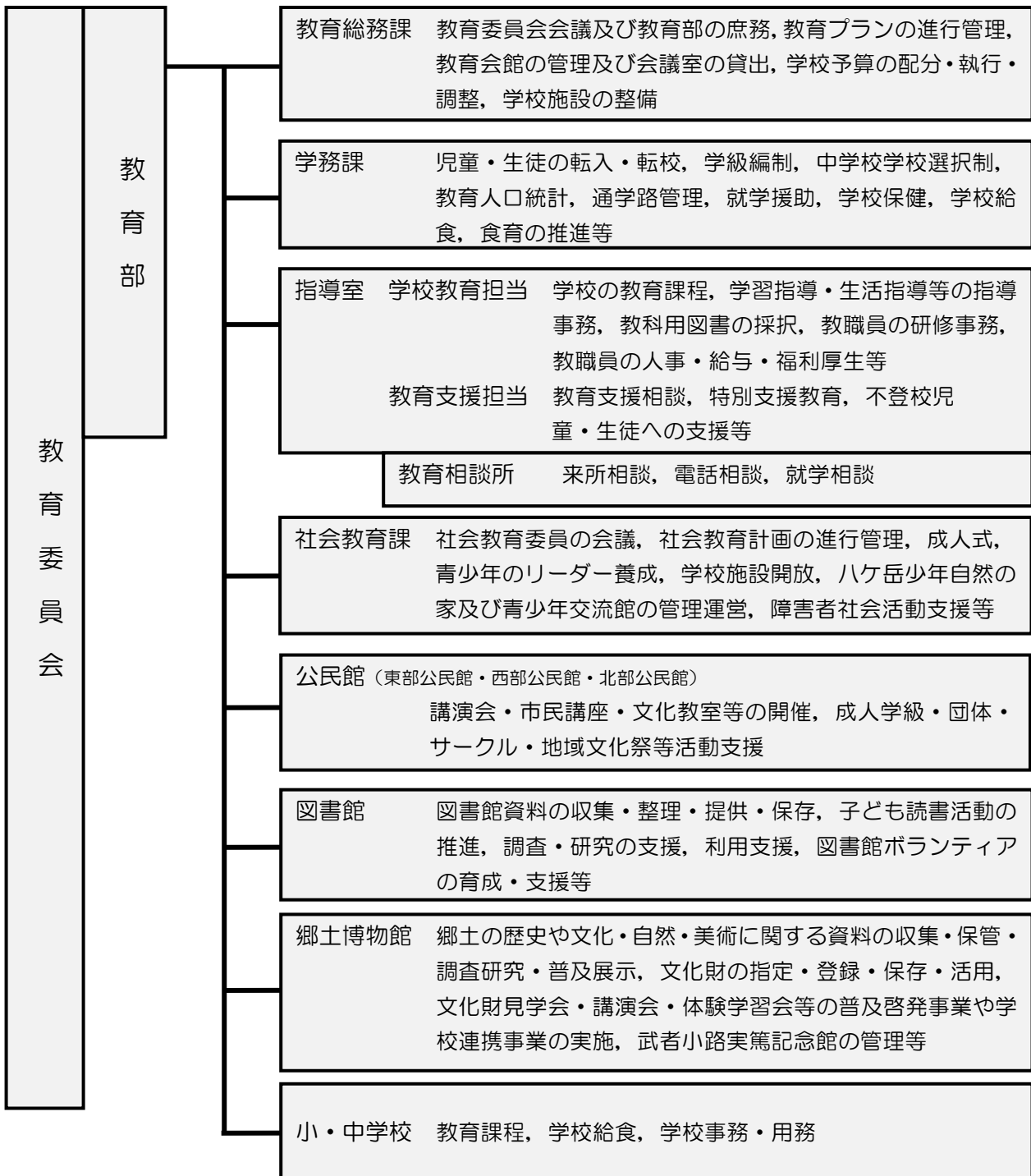
◆職員数

- ・正規職員 204人（うち管理職24人）
- ・再任用職員 22人（うち管理職1人）

◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

- ・歳入 3億2964万2,000円
- ・歳出 69億1688万2,000円（職員人件費を除く）

◆組織体系図



(4) 令和4年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

(単位 千円)

課名	令和4年度予算額 a	前年度予算額 b	差引増減額 a-b	主な増減理由
教育総務課	3,111,337	3,218,005	▲ 106,668	小学校施設整備費における年度別計画における設計委託料の減
学務課	1,022,970	1,002,261	20,709	調理業務委託に係る人件費の増
指導室	1,388,227	1,355,049	33,178	地域学校協働本部における学習支援員分の拡充や副校長補佐の配置人数増などによる人件費の増
社会教育課	402,456	78,638	323,818	八ヶ岳少年自然の家の大規模改修工事（機械設備、電気設備）実施による増
東部公民館	103,035	20,337	82,698	外部エレベーター設置工事、外壁・屋上防水改修工事による増
西部公民館	20,863	20,369	494	
北部公民館	25,190	23,737	1,453	
図書館	553,301	483,938	69,363	佐須、染地分館の改修工事を含む維持補修費の増
郷土博物館	142,893	84,074	58,819	下布田遺跡基本設計委託料の増
郷土博物館（実篤記念館分）	146,610	117,899	28,711	外壁及び屋上防水改修工事による増
教育部 合計	6,916,882	6,404,307	512,575	

◆課別 歳入予算の状況

(単位 千円)

課名	令和4年度予算額 a	前年度予算額 b	差引増減額 a-b	主な増減理由
教育総務課	96,997	203,735	▲ 106,738	学校施設環境改善交付金、冷房化支援特別事業補助金、防災機能強化支援事業補助金の対象事業の縮減・皆減による減
学務課	4,157	7,158	▲ 3,001	
指導室	183,799	172,512	11,287	副校長補佐の増員、部活動指導員の新規配置に伴う補助金の増
社会教育課	182	210	▲ 28	
東部公民館	507	507	0	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	696	756	▲ 60	
図書館	3,584	1,764	1,820	
郷土博物館	39,346	15,892	23,454	下布田遺跡基本設計に伴う補助金の増
教育部 合計	329,642	402,908	▲ 73,266	

(5) 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年 1 月 30 日
教育委員会要綱第 2 号

第 1 目的

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

第 3 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

第 4 点検及び評価の実施

点検及び評価は、前年度における第 3 に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第 5 学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者を置く。

第 6 委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は，平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

1 この要綱は，平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第 3 の規定は，平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日教委要綱第 7 号）

この要綱は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

刊 行 物 番 号
2023-68

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和4年度振返り)

発行日 令和5年8月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育総務課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

Tel 042-481-7465

印刷 庁内印刷